

地方自治法第252条37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告（使用料・手数料に係る財務事務の執行について）における指摘及び改善要望事項に対して、西宮市長等より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法252条の38第6項の規定により公表します。

平成27年2月16日

西宮市監査委員	亀	井	健
同	鈴	木	雅一
同	ざ	こ	宏一
同	八	木	米太郎

措置の内容

別紙のとおり

平成 25 年度

包括外部監査の措置状況報告書

使用料・手数料に係る財務事務の執行について

目 次

下記【番号】は、報告書の第3編第2各論中の施設番号に対応しており、監査において結果及び意見の該当がなかった施設については掲載していない。

【1】北口駐車場使用料	1
【2】地区市民館使用料	3
【4】市民交流センター使用料	11
【5】若竹生活文化会館使用料	12
【6】芦乃湯会館使用料	14
【8】貝類館使用料（観覧料）	16
【9】大学交流センター使用料	18
【10】市民会館使用料	20
【11】市民ホール使用料	22
【12】ギャラリー使用料	26
【13】男女共同参画センター使用料	29
【14】勤労会館使用料・勤労青少年ホーム使用料	31
【16】卸売市場使用料	35
【17】食肉センター使用料等	37
【18】総合福祉センター使用料	39
【19】営業許可等手数料（生活環境課）	42
【20】営業許可等手数料（食品衛生課）	43

【 2 1 】 衛生検査等手数料（食品衛生課）	4 4
【 2 3 】 診療所開設許可等手数料	4 5
【 2 4 】 と畜検査等手数料	4 6
【 2 5 】 健康診査手数料	4 7
【 2 8 】 狂犬病予防手数料	4 8
【 2 9 】 動物取扱業登録手数料	5 0
【 3 0 】 葬祭使用料	5 1
【 3 1 】 斎場使用料	5 3
【 3 2 】 環境学習施設使用料	5 5
【 3 7 】 公園使用料	5 8
【 3 9 】 粗大・家電ごみ処理手数料	6 3
【 4 1 】 道路占用料	6 4
【 4 3 】 水路使用料	6 5
【 4 4 】 学校施設使用料	6 7
【 4 6 】 教育会館使用料	6 9
【 4 7 】 公民館使用料	7 1
【 4 8 】 山東自然の家使用料	7 5
【 4 9 】 名塩和紙学習館使用料	8 1
【 5 0 】 社会体育施設使用料	8 4

第1 北口駐車場使用料

1 (意見)

報告書 5 1 頁

【1】(3)1. 大量購入に適用される割引率を見直すべき

北口駐車場では以下のとおり回収駐車券の購入枚数に応じて大量購入割引が設定されている。

(西宮市立北口駐車場条例施行規則別表より抜粋)

種類	購入枚数	金額
150円券	30枚以上 299枚以下	135円 × 交付枚数
	300枚以上 1,499枚以下	130円 × 交付枚数
	1,500枚以上 2,999枚以下	120円 × 交付枚数
	3,000枚	315,000円
	3,500枚以上 14,500枚以下 (500枚毎単位)	95円 × 交付枚数
	15,000枚以上 59,500枚以下 (500枚毎単位)	90円 × 交付枚数
	60,000枚以上(500枚毎単位)	75円 × 交付枚数
300円券	15枚以上 149枚以下	270円 × 交付枚数
	150枚以上 749枚以下	260円 × 交付枚数
	750枚以上 1,499枚以下	240円 × 交付枚数
	1,500枚	315,000円
	2,000枚以上 7,000枚以下 (500枚毎単位)	195円 × 交付枚数
	7,500枚以上 29,500枚以下 (500枚毎単位)	180円 × 交付枚数
	30,000枚以上(500枚毎単位)	150円 × 交付枚数
450円券	10枚以上 99枚以下	405円 × 交付枚数
	100枚以上 499枚以下	395円 × 交付枚数
	500枚以上 999枚以下	360円 × 交付枚数
	1,000枚	315,000円
	1,500枚以上 4,500枚以下 (500枚毎単位)	290円 × 交付枚数
	5,000枚以上 19,500枚以下 (500枚毎単位)	270円 × 交付枚数
	20,000枚以上(500枚毎単位)	225円 × 交付枚数

現状、大量購入割引として最大で50%の割引が適用されている。

ここで、北口駐車場は商業施設であるアクタ西宮の併設駐車場であり、アクタ西宮ではテナントに入居している店舗で構成している「アクタ西宮振興会」という組織が存在している。「アクタ西宮振興会」は構成員である店舗で買い物する買い物客へのサービス券として使用するために大量に回数券を購入している。これらの利用者全体の相当な部分を占めると考えられるアクタ西宮の買い物客について実質的に規定の駐車料金の半額で駐車させている結果、駐車場の損益が赤字となり、税収等によりまかなわれている状況になっていることは過年度の包括外部監査において指摘があったとおりである。

平成24年度時点の収支及び受益者負担を検討したところ、以下のとおり依然としてコ

ストが収入合計を上回っており、引き続き税込等により当該不足部分が賄われていることが確認された。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

駐車場・駐輪場

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
1	北口駐車場使用料	使用料	143,419	物件費	77,251	
		国・県支出金	-	人件費	9,086	
		その他	833	退職給付	1,014	
				減価償却費	69,521	
		合計	144,252	合計	156,872	

税込等の投入を削減するため、大量購入割引率の見直しを行うべきであるとする。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

大量購入割引率の見直しについては、今後も一層税込等の投入の削減を図り、公共性を配慮しつつ市民の理解を得られるような料金体系の設定に努めてまいります。

第2 地区市民館使用料

2 (意見)

報告書 5 4 頁

【1】(3) 1. 使用料算定にあたっての基本的な考え方を整理すべき

市民集会施設使用料の積算単価に使用する計算式は以下のとおりである。

$$1\text{時間当たり}\cdot 1\text{m}^2\text{当たりの使用料} = \frac{(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費})}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times 12\text{時間})} \times \text{調整率} (0.60)$$

直近3回の使用料改定の状況は以下のとおりである。

	昭和 61 年 4 月 1 日	平成 6 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
改定内容	1 m ² 当たり 3 円 30 銭	1 m ² 当たり 3 円 80 銭	1 m ² 当たり 4 円 10 銭
使用数値	昭和 59 年度 決算額	平成 4 年度 決算額	平成 8 年度 決算額
積算方法	地区市民館、広田山荘、公民館及び若竹生活文化会館の4施設の平均改定単価は4円36銭であるが、これを採用すると値上げ率が72%と高率になるため、4施設のなかで最低の広田山荘の改定単価を採用。	地区市民館及び広田山荘で積算単価を算出したが、類似施設間において異なった単価を採用することを避けるため、 <u>公民館の単価を採用。</u> *上記式に調整率60%を乗じる。	地区市民館及び広田山荘の合計で算出した改定単価を採用(公民館の改定単価とほぼ同額であったため、端数整理のみ実施)。 *上記式の維持管理費用に人件費を加算し、調整率60%を乗じる。

利用者への影響などを考慮して一定の政策的配慮が必要となる場合があることを否定するものではないが、配慮が行き過ぎると使用料算定根拠の正当性に疑念が生じかねない。具体的には、昭和61年度の改定では、値上げ幅の大きさを考慮して4施設中最も単価が低い広田山荘の改定単価を採用しているが、平成6年度の改定では類似施設における使用料のばらつきを避けるという趣旨で公民館の改定単価が採用されている。

また、従来は施設ごとに改定単価を算出していたにもかかわらず、平成10年度の改

定にあたっては地区市民館と広田山荘の費用等を合算して改定単価が算出されている。
使用料算定にあたっての基本的な考え方を整理すべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

使用料算定にあたっての基本的な考え方については、今後出される予定の市の方針を踏まえて、地区市民館及び広田山荘の使用料算定の考え方を整理してまいります。

【1】(3)2. 指定管理料の使途や館別の指定管理料の状況を適切に管理すべき

地域の地区市民館を地域で管理するという参画と協働の観点及び円滑な運営を促進する観点から、地区市民館についてはその設置当初より地域住民で構成される運営委員会に管理運営を委託している（指定管理者制度の導入に伴って現在は運営委員会が指定管理者となっている）。指定管理料は年間維持管理費用として使用料の算定基礎に含まれることになるため、それがどのように使用されているかを市として適切に管理する必要がある。このような観点から「平成24年度 市民館指定管理料決算報告書」を閲覧したところ、次のような状況であった。

(単位：円)

	名称	指定管理料	管理費	清掃費	報償費	会議費	その他
1	綱引市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	15,000	24,600	100,400
2	市庭市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	6,300	63,200	70,500
3	今津南市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	70,000	32,100	37,900
4	上ヶ原市民館	2,150,000	1,658,990		258,678	55,079	177,253
5	大筒市民館	2,150,000	2,000,000				150,000
6	柏堂市民館	1,076,000	936,000		5,670	39,372	94,958
7	神原市民館	120,000	63,000			40,242	16,758
8	北甲子園口市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	-	29,700	110,300
9	苦楽園市民館	2,150,000	2,135,145		9,957	1,872	3,026
10	甲陽園市民館	603,200	463,200	-	66,254	22,557	51,189
11	甲子園口市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	-	104,448	35,552
12	夙東市民館	2,150,000	2,071,116			25,962	52,922
13	中市市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	9,700	21,824	108,476
14	生瀬市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	68,000	19,380	52,620
15	平木市民館	2,150,000	1,716,000	294,000		78,049	61,951
16	安井市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	20,000	73,330	46,670
17	八ツ松市民館	603,200	463,200			119,985	20,015
18	六軒市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	-	80,153	59,847
19	香櫨園市民館	2,150,000	1,731,000	294,000		-	125,000
20	香櫨園市民館分館	854,000	714,000			47,660	92,340
21	夙川西市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	25,000	36,960	78,040
22	高木市民館	1,076,000	1,080,000				-4,000
	合計	38,732,400	32,191,651	3,528,000	554,559	916,473	1,541,717

- 1 上記表中の「-」は実際の報告書では「0」と記入されていた。
- 2 上記表中の空欄は実際の報告書で何の記載もなかった。
- 3 「清掃費」欄に数値が記入されていない館のうち、上ヶ原、大筒、苦楽園、甲陽園、夙東、八ツ松については294,000円が管理費に含まれており、柏堂、神原、香櫨園市民館分館、高木については規模が小さいため清掃費を支払っていない。
- 4 指定管理料以外に預金利息等がある。
- 5 剰余金については指定管理料の精算を行っている。
- 6 その他には管理費、清掃費、報償費、会議費以外の経費及びその他収入（預金利息等）、剰余金の精算等を計上している。

記載内容について質問したところ、上ヶ原市民館の報償費は「夜間の利用があった時に、運営委員が交代で常駐する手当」であり、甲子園口市民館及び八ツ松市民館の会議費は「主として運営委員会議の開催に伴う賄費」とのことであった。

特定の地区市民館でのみこれらの支出が発生していることが適切であるかについて内容を精査する必要がある。また、清掃費の記載状況からも明らかなように各内訳の記載方法が統一されていないため、各館の報告書を比較して支出内容の適切性を検討することが困難な状況にある。決算報告書を作成する意義を再度確認し、指定管理料の使用状況の適切な管理に努めるべきである。

(講じた措置)

【市民文化局】

指定管理料の使用状況については、提出された決算報告書の内容について審査し、不明な点については、適宜ヒアリングを行うなど適切な管理に努めております。各地区の運営委員会による管理運営の方法については団体ごとに異なっているため、市より一定の基準を示し、その範囲内での執行としております。また、決算報告書の作成方法など統一できるものについては、運営委員長会議等を通じて周知し、改善を図ってまいります。

4 (意見)

報告書 5 6 頁

【1】(3)3 . 指定管理料にインセンティブが働く制度を導入すべき

平成 20 年度の包括外部監査における「指定管理料は、施設の規模や利用率に応じて差別化し、指定管理者のインセンティブが働くよう指定管理者の成果に応じて増減するよう設定すべきである」との指摘に対し、「施設の規模や利用率、指定管理者の成果等に応じての指定管理料の設定については一定の整理が必要であることから、今後、検討してまいります」との報告が行われている(平成 21 年 3 月 10 日付)。

しかしながら、前回の包括外部監査実施時から指定管理料の見直しは行われていない(指定管理料が 2,150 千円である地区市民館は前回の包括外部監査実施時に 15 館であったが、現在は 16 館となっている)。

次のとおり、地区市民館によって利用状況に相当の差異があることからすれば、地域交流促進のために地域住民で構成される市民館運営委員会が指定管理者となっている趣旨に鑑み、稼働率が一定の水準を上回った館については地域交流のさらなる促進に資するイベントの開催費用を支給するなど、引き続きインセンティブ制度の導入を検討すべきである。

(単位：円)

	名称	指定管理料	稼働率	
			平成23年度	平成24年度
1	網引市民館	2,150,000	13.4%	16.6%
2	市庭市民館	2,150,000	20.3%	21.3%
3	今津南市民館	2,150,000	17.4%	16.2%
4	上ヶ原市民館	2,150,000	16.1%	19.1%
5	大筒市民館	2,150,000	14.3%	20.1%
6	北甲子園口市民館	2,150,000	26.2%	30.8%
7	苦楽園市民館	2,150,000	20.2%	23.3%
8	甲子園口市民館	2,150,000	32.6%	31.4%
9	夙東市民館	2,150,000	46.0%	47.4%
10	中市民館	2,150,000	21.7%	21.7%
11	生瀬市民館	2,150,000	15.6%	15.3%
12	平木市民館	2,150,000	13.1%	15.4%
13	安井市民館	2,150,000	23.9%	26.6%
14	六軒市民館	2,150,000	41.3%	36.8%
15	香櫨園市民館	2,150,000	33.8%	33.7%
16	夙川西市民館	2,150,000	26.8%	28.2%

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

指定管理料に対するインセンティブ制度の導入については、市民館の稼働率が運営委員会の取り組み以外の要因で増減することが多いことから、22館の指定管理者である各地区市民館運営委員会に対して、公平な基準でもってインセンティブの判断を行うことが困難であると考え、導入については難しいと考えます。

【2】(3)4. 地区市民館の今後のあり方を統廃合も含めて検討すべき

西宮市内には22個の地区市民館が設置されており、そのほかにも市民交流センターや市民憩の家、公民館など実質的に地域住民の交流の場として機能することが期待される施設が多数設置されている。そこで、西宮市では平成24年12月に「公共施設マネジメントのための基本的な方針」を策定し、施設総量の削減を目標に掲げており、それを受け平成25年8月より公共施設適正配置審議会を設置し、施設の適正配置について検討が行われているところである。

市民集会施設(地区市民館使用料)の受益者負担割合を検討したところ、下記のとおり受益者負担割合は6.9%と低い水準にある。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者等 負担割合 (C) = (A)/(B)
2	市民集会施設使用料 地区市民館使用料	使用料	7,129	物件費	94,308	
		国・県支出金	-	人件費	7,344	
		その他	2,636	退職給付	819	
				減価償却費	38,675	
		合計	9,765	合計	141,146	

短期的には で記載したようなインセンティブ制度を導入するなどして館の稼働率を高めることが重要であるが、長期的な観点からすれば、公共施設適正配置審議会における審議の内容を踏まえ、同種施設の統廃合を含めて地区市民館のあり方自体を見直すべきであると考えます。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

地区市民館のあり方については、現在審議されている公共施設適正配置審議会の結果を踏まえて、検討してまいります。

【2】(3)5. 共同利用施設について使用料の徴収を検討すべき

前述の地区市民館のほかに、市内 10 箇所共同利用施設が設置されている。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
2	共同利用施設分	使用料	-	物件費	56,400	
		国・県支出金	-	人件費	3,338	
		その他	-	退職給付	373	
			-	減価償却費	30,527	
		合計	-	合計	90,638	

これらは、大阪国際空港着陸航路下地域における航空機騒音の深刻化を受けて昭和 42 年に制定された「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づいて設置されたものであり（市では、WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）70 以上の区域に国の補助金を受けて整備）、着陸航路下の地域住民が静穏な環境下で保育・学習・集会等を行うために利用することを目的としており、近年の利用状況は次のとおりである。

区分	平成23年度		平成24年度	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
小松センター	362	8,278	538	12,209
高木センター	588	12,748	958	18,219
鳴尾センター	82	1,244	83	1,252
浜甲子園センター	622	10,233	548	8,950
瓦林公園センター	1,297	18,375	1,419	20,526
北瓦木センター	351	8,355	340	8,860
甲東センター	1,671	31,995	1,625	31,333
上甲子園センター	693	23,588	716	21,520
段上センター	409	10,159	400	10,139
鳴尾中央センター	1,179	37,920	1,125	31,234
合計	7,254	162,895	7,752	164,242

このように年間約 16 万人の利用があるが、当初の設置目的が航空機騒音による障害防止であるため、使用料は徴収していない。しかしながら、設置されているすべての共同利用施設が当初の設置基準である WECPNL70 未満となっており、その状況は以下のとおりである。

区分	建設年	W70ライン外になった年度
小松センター	昭和49年	平成3年度
高木センター	昭和57年	昭和57年度
鳴尾センター	昭和49年	平成3年度
浜甲子園センター	昭和58年	昭和57年度
瓦林公園センター	昭和57年	昭和59年度
北瓦木センター	昭和48年	昭和59年度
甲東センター	昭和46年・平成8年	昭和57年度
上甲子園センター	昭和47年	昭和59年度
段上センター	昭和51年	昭和59年度
鳴尾中央センター	昭和54年	昭和57年度

また、正確な数字は把握できていないものの、当該施設の利用対象は「市内在住の方のほか、市内在勤・在学の方」であるため、着陸航路下の地域住民以外も利用していることが想定される。設置時点に基準とされた騒音レベルを下回っていることや地域住民以外も利用可能であることなどを考慮すれば、使用料の徴収を検討すべきである（なお、国の補助金を受けて施設整備を行っているため、使用料を徴収するには国土交通省航空局の承認を受ける必要がある）。

（市民文化局）

（講じた措置）

【市民文化局】

共同利用施設における使用料徴収については、現在審議されている公共施設適正配置審議会の結果を踏まえて、検討してまいります。

第4 市民交流センター使用料

7 (意見)

報告書 63頁

【4】(3) 1. 使用料の見直しを行うべき

市民交流センターは平成14年に開設されているが、設置時に同種施設である地区市民館の積算単価を用いて料金を設定しており、その後見直しが行われていない。地区市民館とは設置時期や規模が異なるため、コストの発生形態を適切に反映させる観点から、市民交流センター単独での使用料設定を行うことが望ましい。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

市民交流センター単独での使用料設定については、今後出される予定の市の方針を踏まえ、検討してまいります。

第5 若竹生活文化会館使用料

8 (意見)

報告書 6 5 頁

【5】(3) 1. 受益者負担割合を改善するために利用向上に向けた施策を講じるべき

現状の若竹生活文化会館使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである（なお、講堂などは使用料が免除される公用での使用が多いため、稼働率と比較して使用料収入が少なくなっている）。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
5	若竹生活文化会館使用料	使用料	2,747	物件費	26,765	
		国・県支出金	1,385	人件費	2,814	
		その他	-	退職給付	314	
				減価償却費	4,910	
		合計	4,132	合計	34,803	

若竹生活文化会館は人権意識の向上をめざした地域のコミュニティセンター・市民交流の場としての機能を有しており、ある程度の収益性は確保できるものの、民間に類似施設は少なく、一定の公的関与が必要であることから、受益者負担としては25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

若竹生活文化会館における貸館部分の平成22年度から平成24年度までの稼働状況は次のとおりである。

単位:人

	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	利用件数	利用人数	稼働率	利用件数	利用人数	稼働率	利用件数	利用人数	稼働率
講堂	742	20,841	71.4%	811	21,637	77.6%	839	22,681	78.6%
第1集会室	133	2,537	13.2%	139	1,584	13.0%	165	1,817	15.4%
第2・3集会室	378	12,654	37.0%	325	9,779	30.4%	368	11,013	34.3%
第4集会室	307	3,535	29.2%	230	2,809	21.6%	278	2,409	25.9%
第5集会室	439	5,304	42.0%	373	4,023	35.1%	410	4,400	38.5%
第6集会室	274	4,546	26.1%	230	3,009	21.6%	232	2,963	21.6%
第2会議室	406	4,775	38.7%	322	3,323	30.3%	346	3,095	32.5%
和室	344	3,423	32.8%	372	2,863	35.5%	354	3,200	33.4%
調理実習室	181	2,223	17.2%	161	1,942	15.1%	220	2,319	20.5%

稼働率が相当高い室がある一方で、第1集会室や第6集会室など継続的に稼働率が低い室も見受けられる。稼働率が低い室についてはその原因を分析し、利用向上に向けた施策を講じるべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

利用向上については、中央公民館等とも連携し利用促進を図っているところです。稼働率

の低い第1集会室は主に和裁・洋裁などの利用に限定されるため、利用率が伸び悩んでいます。最近の動向として、少人数での利用が増えていますが、新規利用者には使用用途を伺い目的に応じた室を適宜案内し、稼働率及び使用料の確保に努めています。併せて、各室のクロス張替え等修繕も定期的に行い、利用者の快適性を向上させるなど、利用促進を図っています。

今後も、安全・安心に配慮した施設運営を行うとともに、地域コミュニティ向上及び市民交流の場としても行政の役割を担っていきます。一層利用率向上に向け関係各所と連携し努めてまいります。

第6 芦乃湯会館使用料

9 (結果)

報告書 68頁

【6】(3) 1. 使用料許可申請書の必要事項の一部に記載不備が見受けられた

芦乃湯会館及び分館(大黒会館)の使用許可申請書を閲覧したところ、以下のとおり一部の申請書において使用目的・内容や領収者個人印の不備が見受けられた。

書類名	許可番号	記載漏れ箇所
大黒会館使用許可申請書	第41号	使用目的・内容
芦乃湯会館使用許可申請書	第258号	同上
芦乃湯会館使用許可申請書	第252号	領収者個人印の押印

使用目的・内容は、使用を許可するかどうかの判断及び当該判断が適切であったかどうかを事後的に検証するために必要であり、使用料を誰が収受したかを明らかにするために領収者個人の押印(若しくは署名)が必要である。適切に事務処理するよう努めるべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

指定管理者に対して、受付時に記載漏れが無いかなど複数人による確認を行うよう指導徹底しました。また、定期的に書類の確認(記載漏れが無いかなど)の見直しを行うよう指導徹底しました。

【6】(3)2. 受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき

現状の芦乃湯会館使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
6	芦乃湯会館使用料 (共同浴場部分)	使用料	27,261	物件費	63,886	
		国・県支出金	-	人件費	6,078	
		その他	-	退職給付	678	
				減価償却費	7,811	
		合計	27,261	合計	78,453	
6	芦乃湯会館使用料 (貸館部分)	使用料	4,254	物件費	10,856	
		国・県支出金	-	人件費	676	
		その他	-	退職給付	75	
				減価償却費	5,656	
		合計	4,254	合計	17,263	

芦乃湯会館は市民の相互交流を通じて人権意識の向上と健康の増進を図るという政策目的を有している。芦乃湯会館は共同浴場部分と貸館部分（駐車場含む）から成っており、それぞれ施設の性質、すなわちあるべき受益者負担割合が異なる。

まず、共同浴場部分については、民間にも類似施設が存在しており、最終的に行政サービスを楽しむのは入浴する者であることから、受益者負担は 50%程度を目安にすることが望ましいと考える。一方、貸館部分は交流施設であり、公民館や地区市民館等と大きく異なる特徴を有しているわけではない。よって、公民館や地区市民館等と同じく、受益者負担割合 25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

以上を踏まえると、貸館部分の受益者負担割合は 24.6%と概ね目安の 25%程度であり妥当であるのに対し、共同浴場部分の受益者負担割合は 34.7%と目安の 50%程度を下回っている。入浴料金の統制額は 410 円とされており（兵庫県告示第 1266 号、平成 20 年 12 月 19 日）料金の引き上げには一定の制限はあるが、その範囲内での見直しやコストを削減するなどして受益者負担割合を向上させる対策を講じることが望まれる。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

入浴料金については、統制額の改定（兵庫県告示第 156 号、平成 26 年 2 月 28 日）等も勘案し、平成 27 年 1 月 1 日に引き上げを行いました。また、さらなるコストの削減を図るなどして、受益者負担割合の向上に努めてまいります。

第8 貝類館使用料（観覧料）

11（意見）

報告書76頁

【8】（3）1．施設のあり方を見直し、利用者増加の方策を検討すべき

平成24年度における貝類館の施設運営等にかかるコストのうち、入館者の観覧料で賄われる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

博物館

（単位：千円）

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者等 負担割合 (C) = (A)/(B)
8	貝類館使用料(観覧料)	使用料	1,133	物件費	27,088	
		国・県支出金	-	人件費	11,418	
		その他	-	退職給付	1,274	
				減価償却費	2,819	
		合計	1,133	合計	42,599	

貝類館は博物館という性質上、収益性を追求すべきものではないが、受益者負担割合は2.7%と低水準であり、来館者を増やす、もしくは、経費削減を図る取組をより積極的に行うことが必要である。

貝類館への入館者が低迷する中で、平成25年度から「市内在住の65歳以上の者、又は自治体が発行する「身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳」のいずれかを提示した者。」に対し、観覧料の半額免除を実施し利用者の増加を図っているが、ホームページ等での広報は行っておらず受付での掲示のみとなっている。利用者の増加のためには、料金の免除制度について受付での掲示にとどまらずホームページ等にて掲載を行い、利用者に周知することが望まれる。

また、現在、貝類館は貝類専門の博物館であり貝に特化した展示にとどまるが、利用者増加のためには、より魅力的な施設としていくことが望まれる。例えば、近隣には甲子園浜自然環境センターがあり、同施設内のミニミニ水族館は魚などの生き物が飼育、展示されている施設もある。これら両施設の利用対象者は重複する部分もあるため、一箇所ですべての展示等がなされれば利用者の満足度は高まり、利用者の増加も期待できるのではないかと思われる。同施設との連携強化や、施設の集約等を検討することで両施設の管理維持経費の削減も可能であると考えられる。

このような視点で、一定の受益者負担を確保するために、利用者の増加と効率的な施設運営との対策を図り、より魅力的な施設となる様な施設のあり方を検討すべきである。

（市民文化局）

(講じた措置)

【市民文化局】

貝類館において平成 25 年度から実施している「市内在住の 65 歳以上の者、又は自治体が発行する「身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳」のいずれかを提示した者。」に対する観覧料の半額免除ですが、ご指摘を受け市の広報物やホームページへの掲載を行い、利用者への周知に努めたところです。

また、甲子園浜自然環境センター等との施設連携につきましては、「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略」に基づく生物多様性関連施設会議をはじめ、収集している標本を相互に貸し借りしたり、施設の空きスペースにて標本を展示するなど、連携強化を図っています。今後も貝類館が環境学習の拠点施設の一つとして市民が利活用できるよう関係施設、関係課と協議してまいります。

第9 大学交流センター使用料

12 (意見又は結果)

報告書 8 1 頁

【9】(3)1. 使用料の減免対象範囲の見直しを検討すべき

現状の大学交流センター使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
9	大学交流センター使用料	使用料	5,043	物件費	50,040	
		国・県支出金	-	人件費	16,082	
		その他	-	退職給付	1,794	
				減価償却費	8,389	
				調整額(*)	14,111	
		合計	5,043	合計	62,194	

(*)カレッジタウン推進事業費について内訳不明のため、まとめて控除。

大学交流センターはその施設の性質から、民間に類似施設は存在せず収益確保を見込む施設ではない。大学や地域交流などの目的での必要性もあることから、受益者負担としては25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

大学交流センターは、市内に所在する大学及び短期大学相互並びに大学と地域社会の連携を促進することを目的に設置されており、設置目的にあった施設の使用については使用料が免除となることから、大半の使用について使用料が免除されている。例えば、平成24年3月に申請が行われた使用料の減免件数は29件であり、このうち西宮市大学交流協議会の「学生・社会人パソコン利用」目的のための減免が26件である(3月は共通単位講座などほかのイベントが少ないことも影響している)。こうした状況から、現状の大学交流センターの受益者負担割合は8.1%と低い水準にある。

当該施設の管理運営には年間62,194千円のコストが発生しており、利用者は施設利用により一定の便益を享受しているのであるから、当該施設使用についても受益と負担の公平性を確保する観点から、一定の負担を求めることも検討の余地があると考えます。

設置目的に即した施設の使用においても、使用料を免除するのではなく一定の負担を求めることが望ましく、使用料の減免対象範囲や減免方法の見直しを検討すべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

大学交流センター使用料については、施設の設置目的が、「市内に所在する大学及び短期大

学（以下「大学」という。）相互並びに大学と地域社会の連携を促進し、もって大学が有する知的資源及び学生の活力を生かした魅力あるまちづくりに資するため」と条例に規定し、設置目的での使用について使用料を減免しているものです。減免に当たっては、使用目的を精査し、市内大学、大学教員、大学生が授業、ゼミ、サークルなどで使用する場合は、設置目的の使用とはせず、一般使用と同額の料金を徴収しています。（市外加算のみ減免あり）。これは、たとえ大学関係者の利用であっても設置目的外の使用の場合、受益者は使用者個人であるのに対し、設置目的での使用の受益者は市民全体である、という考え方に基づくものであり、施策としては、むしろ施設の使用が全て設置目的に沿った利用であることを目指すべきものと考えます。

一方で、施設管理に係る経費は、施設の老朽化などにより、今後増加していくことが予想され、財源の確保が課題ではありますので、減免のあり方も含め、今後使用料について検討を重ねていきます。

第10 市民会館使用料

13 (結果)

報告書 84頁

【10】(3) 1. 使用許可申請書の承認印漏れ

抽出サンプルにおいて、申請番号 2013-001638-00 の使用許可申請書の承認印欄への押印が漏れていた。使用許可申請について、内容や使用料について問題は無いかの確認と承認を適切に行うべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

ご指摘を受け、指定管理者へ複数人によるチェック体制の確認強化を指導しました。引き続き指定管理者に対し定期的に書類の確認を行うよう指導してまいります。

14 (意見)

報告書 84頁

【10】(3) 2. 引き続き稼働率向上を図るべき

現状の市民会館使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
10	市民会館使用料	使用料	53,728	物件費	130,066	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	55,895	
		合計	53,728	合計	187,123	

市民会館はその施設の性質から、民間にも類似施設が存在しておりある程度の収益確保が見込まれるものの、学校行事などの公的な目的での必要性もあるため、受益者負担としては50%程度を目安にすることが望ましいと考える。

現状の市民会館の受益者負担割合は28.7%となっており、目安となる水準の50%と乖離が生じている原因としては、施設の稼働率が低いことが考えられる。

・稼働率の推移

平成22年度	平成23年度	平成24年度
45.7%	48.7%	49.1%

市民サービスの向上に資するためのバリアフリー対策や、ホールについて料金区分の

新設、一部会議室の料金改定など実施しているが、引き続き施設利用者アンケート等の調査により、利用者の意見を聞き、その意見を分析することによって稼働率向上の対策を行う必要がある。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

平成 25 年度においては、一部会議室の料金改定を行い、503 会議室の稼働率は、平成 24 年度 23.6%から平成 25 年度 37.0%に、平成 25 年度使用料収入は、平成 24 年度比 23.1%の増となりました。303 会議室の稼働率は、平成 24 年度 31.1%から平成 25 年度 50.4%に、平成 25 年度使用料収入は、平成 24 年度比 80.0%の増となり、改善されました。また市民会館北側にエレベータを設置し、車椅子の方でもホールにバリアフリーで入れるよう改修を行ってきたところです。

今後も、利用状況から利用者の動向を注視しつつ、また施設利用者アンケート等により、利用者の声を聞くことで、引き続き指定管理者とともに稼働率向上の対策を行ってまいります。

第 1 1 市民ホール使用料

1 5 (結果)

報告書 8 9 頁

【1 1】(3) 1 . 使用許可申請書の承認印漏れ

抽出サンプルにおいて、下表の使用許可申請書の承認印欄への押印が漏れていた。使用許可申請について、内容や使用料について問題は無いかの確認と承認を適切に行うべきである。

施設名	申請番号	申請日
甲東ホール	2013-000345-00	2013年08月08日
甲東ホール	2013-000467-00	2013年10月03日

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

ご指摘を受け、指定管理者へ複数人によるチェック体制の確認強化を指導しました。引き続き指定管理者に対し定期的に書類の確認を行うよう指導してまいります。

1 6 (意見)

報告書 8 9 頁

【1 1】(3) 2 . 施設使用料の免除対象事業について適切な管理をすべき

指定管理者の行う自主事業で、市が共催するものについては施設使用料を免除しており、実施事業については事前に申請書を受け付け、共催決定通知書を発行し、事後に実施事業の報告書を入手することにより、内容の確認を行っている。

しかしながら、下表の7件については実施された事業について報告書の入手が適宜なされているかの確認ができなかった。免除対象となる指定管理者による自主事業が適切に実施されているかについて、共催決定通知書と実施報告書の定期的な照合を行うなど、適切な管理を実施すべきである。

事業内容	実施日	ホール
うわぁー!!西宮	平成24年8月3日	フレンテホール
Notes Of Life 2012	平成24年9月9日	フレンテホール
100円玉手箱 映画祭「カーズ2」	平成24年11月11日	フレンテホール
ダンス甲東園2012 with なにわのコレオグラファー・しげやん	平成24年12月23日	甲東ホール
第3回山口フォトコンテスト	平成25年2月20日	山口ホール
フレンテ西宮ダンスセッション	平成25年3月23日	フレンテホール
フレンドル誕生公開オーディション	平成24年10月27日	フレンテホール

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

ご指摘を受け、指定管理者に対し、自主事業を実施する際の事前の申請書の提出及び事業終了後のすみやかな報告書の提出について、指導しました。今後、自主事業の報告書の有無等について定期的にチェックするよう適正な管理に努めてまいります。

17 (意見)

報告書 90 頁

【11】(3)3. 引き続き稼働率向上を図るべき

現状の市民ホール使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
11	フレンテホール使用料	使用料	19,936	物件費	58,538	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	27,795	
		合計	19,936	合計	87,495	
11	甲東ホール使用料	使用料	10,119	物件費	41,022	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	18,829	
		合計	10,119	合計	61,013	
11	ブレラホール使用料	使用料	26,233	物件費	53,543	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	17,378	
		合計	26,233	合計	72,083	
11	山口ホール使用料	使用料	1,532	物件費	21,959	
		国・県支出金	-	人件費	1,287	
		その他	-	退職給付	144	
				減価償却費	4,918	
		合計	1,532	合計	28,308	

市民ホールはその施設の性質から、民間にも類似施設が存在しておりある程度の収益確保が見込まれるものの、学校行事などの公的な目的での必要性もあるため、受益者負担としては50%程度を目安にすることが望ましいと考える。

現状の各ホールの受益者負担割合は5.4%~36.4%と施設により異なるが、目安となる水準の50%と乖離が生じている原因としては、各ホールの稼働率が低いことが考えられる。

【稼働率の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
フレンテホール	43.6%	48.8%	55.8%
甲東ホール	38.7%	39.4%	35.9%
プレラホール	49.7%	56.3%	57.8%
山口ホール	14.2%	21.0%	17.4%

甲東ホールや山口ホールについては規模が小さく、使用の用途が制限されるという側面もあるが、引き続き施設利用者アンケート等の調査により、利用者の意見を聞き、その意見を分析することによって稼働率向上の対策を行う必要がある。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

施設利用者アンケートについては、質問項目の見直しを行いながら的確な利用者ニーズの把握に努めているところですが、今後も指定管理者に対して利用手続き時や当日に個別にアンケートを依頼する等の指導を行い、回収率の向上を図るとともに、市民が利用しやすいホールや会議室、練習室等の活用方法について検討を進めてまいります。

18 (意見)

報告書 9 1 頁

【11】(3)4. 事務事業評価における施設ごとの評価結果を用いた、利用向上の対策や施設のあり方を検討すべき

平成20年度の包括外部監査において「費用対効果を考えた施設運営(意見20-002)」をするよう意見が述べられている。市民ホールにおいては、事務事業評価の中で施設ごとに評価シートを作成しトータルコストを把握している。しかしながら、評価結果を用いた利用向上のための対策を講じているものの、施設群における統廃合を含めた施設における今後のあり方等検討すべき課題は多い。

施設ごとに実施した評価結果を用いてより詳細な分析を行い、さらなる施設の利用向上策やあり方等について検討すべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

市民ホールについては、事務事業評価の中で評価シートを施設ごとに作成し、施設の利用状況やトータルコストを把握しております。現在も、ハード面では施設の中長期修繕計画等をもとに外壁改修工事や空調設備工事等を実施するとともに、ソフト面でも地域団体

や市民に対して施設利用等に係る情報提供をホームページ等で行うことで、新規利用者層の掘り起こし策を実施しております。今後も評価結果をもとに市民ニーズの把握に努めつつ、さらなる施設の利用向上策やあり方について、指定管理者とともに協議してまいります。

第12 ギャラリー使用料

19 (結果)

報告書 94頁

【12】(3)1. 使用許可申請書の押印漏れ

市民ギャラリー使用許可申請書の抽出サンプルにおいて、受付者の押印のみで確認印等の押印が無かった。使用許可申請について、内容や使用料について問題は無いかの確認と承認を適切に行い、確認印等を押印すべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

ご指摘を受け、指定管理者へ複数人によるチェック体制の確認強化を指導しました。引き続き指定管理者に対し定期的に書類の確認を行うよう指導してまいります。

20 (意見)

報告書 94頁

【12】(3)2. 施設使用料の免除対象事業について適切な管理をすべき

指定管理者の行う自主事業で、市が共催するものについては施設使用料を免除しており、実施事業については事前に申請書を受け付け、共催決定通知書を発行し、事後に実施事業の報告書を入手することにより、内容の確認を行っている。

しかしながら、下表の1件については実施された事業について報告書の入手が適宜なされているかの確認ができなかった。免除対象となる指定管理者による自主事業が適切に実施されているかについて、共催決定通知書と実施報告書の定期的な照合を行うなど、適切な管理を実施すべきである。

事業内容	実施日	ホール
第14回 阪神・丹有高等学校美術展	平成24年8月20日	市民ギャラリー

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

ご指摘を受け、指定管理者に対し、自主事業を実施する際の事前の申請書の提出及び事業終了後のすみやかな報告書の提出について、指導しました。今後、自主事業の報告書の有無等について定期的にチェックするよう適正な管理に努めてまいります。

【12】(3)3. 引き続き稼働率向上を図るべき

現状のギャラリー使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
12	市民ギャラリー使用料	使用料	4,988	物件費	23,089	
		国・県支出金	-	人件費	1,206	
		その他	-	退職給付	135	
				減価償却費	16,700	
	合計	4,988	合計	41,130	12.1%	
12	北口ギャラリー使用料	使用料	18,037	物件費	34,255	
		国・県支出金	-	人件費	1,206	
		その他	-	退職給付	135	
				減価償却費	8,515	
	合計	18,037	合計	44,111	40.9%	

ギャラリーはその施設の性質から民間にも類似施設が存在しており、ある程度の収益確保が見込まれるものの、学校行事などの公的な目的での必要性もあるため、受益者負担としては50%程度を目安にすることが望ましいと考える。

現状のギャラリーの受益者負担割合は市民ギャラリー12.1%、北口ギャラリー40.9%となっており、市民ギャラリーは目安となる水準の50%と乖離が生じている。その原因としては、市民ギャラリーの稼働率が低いことが考えられる。

【稼働率の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市民ギャラリー	68.0%	54.9%	57.7%

市民ギャラリーは若手芸術家の奨励と長期間の利用向上を図るため、減額措置を設けて利用者のサービス向上に努めているが、引き続き施設利用者アンケート等の調査により、利用者の意見を聞き、その意見を分析することによって稼働率向上の対策を行う必要がある。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

施設利用者アンケートについては、質問項目の見直しを行いながら的確な利用者ニーズの把握に努めているところですが、今後も指定管理者に対して利用手続き時や当日に個別にアンケートを依頼する等の指導を行い、回収率の向上を図るとともに、市民が利用しやすいギャラリーの活用方法について検討を進めてまいります。

【12】(3)4. 事務事業評価における施設ごとの評価結果を用いた、利用向上の対策や施設のあり方を検討すべき

平成20年度の包括外部監査において「費用対効果を考えた施設運営(意見20-002)」をするよう意見が述べられている。ギャラリーにおいては、事務事業評価の中で施設ごとに評価シートを作成しトータルコストを把握している。しかしながら、評価結果を用いた利用向上のための対策を講じているものの、施設群における統廃合を含めた施設における今後のあり方等検討すべき課題は多い。

施設ごとに実施した評価結果を用いてより詳細な分析を行い、さらなる施設の利用向上策やあり方等について検討すべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

市立ギャラリーについては、事務事業評価の中で評価シートを施設ごとに作成し、施設の利用状況やトータルコストを把握しております。現在も、ハード面では施設の中長期修繕計画等をもとに外壁改修工事やエレベータ更新工事等を実施するとともに、ソフト面でもホームページやDMを活用して新たな利用者層の掘り起こし策を実施しております。今後も評価結果をもとに市民ニーズの把握に努めつつ、さらなる施設の利用向上策やあり方について、指定管理者とともに協議してまいります。

第 1 3 男女共同参画センター使用料

2 3 (意見)

報告書 1 0 0 頁

【 1 3 】(3) 1 . 使用料の減免対象範囲の見直しを検討すべき

現状の男女共同参画センター使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
13	男女共同参画センター使用料	使用料	2,630	物件費	24,230	
		国・県支出金	-	人件費	20,665	
		その他	-	退職給付	2,305	
				減価償却費	19,949	
		合計	2,630	合計	67,149	

男女共同参画センターはその施設の性質から、民間に類似施設は存在せず収益確保を見込む施設ではなく、設置目的から公的な必要性もあることから、受益者負担としては 25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

しかしながら現状の男女共同参画センターの受益者負担割合は 3.9%であり、目安となる水準の 25%と乖離が生じている。

男女共同参画センターは、西宮市男女共同参画センター条例第 1 条の設置目的に沿った利用においては使用料を減免するとされている。しかしながら同条例第 1 条は「男女共同参画社会の形成の促進に資するため、西宮市男女共同参画センターを設置する」とされており、減免対象の利用目的は男女共同参画社会の形成に資すること、と幅広い解釈が可能となっている。

受益者負担割合を改善し、男女共同参画センターの存在意義を明確にするためにも、減免対象範囲となる利用目的を見直し、登録団体の活動内容が効果的になるようにすべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

男女共同参画センターは男女共同参画社会の実現に向け啓発している施設です。啓発は市からの一方的な発信だけではできることが限られてきます。登録団体の活動は市民自らが行う啓発であり、グループが増えることは啓発が広がっていることを数値で示す項目であることから、男女共同参画プランの指標設定の一つとして登録グループ数を増やすことを挙げています。

登録団体は毎年登録申請書を提出して更新手続きを行っており、登録団体が男女共同参画

の視点に立った活動を行っている団体かをより正しく審査できるよう同申請書の様式を変更しました。内容は、男女共同参画の視点に立って解決すべき課題と捉えていること及び課題解決のためにどのような活動を行い成果があったのかの2点について具体的に記述する欄や、男女共同参画センターで実施している市民参画事業や庁内に設置されている審議会等への参画の意向をチェックする欄を設け、男女共同参画の視点について詳細に審査できるよう、登録申請書を見直しました。

また、男女共同参画センター事業において、登録団体の活動がより市民への啓発につながるよう、登録団体と企画段階から協働する形式の講座を実施するなど活躍の場を増やして、男女共同参画センターの存在意義の明確化を図っていきます。

第 1 4 勤労会館使用料・勤労青少年ホーム使用料

2 4 (意見)

報告書 1 0 3 頁

【 1 4 】(3) 1 . 登録団体の申請書類の整備をすべき

勤労会館使用料の減免については、最初の団体登録時に決定しておりその後の利用については登録時のデータにより減免が適用される。

しかしながら、登録データと申請書類については定期的な確認が実施されていない。最初の登録時点と状況に変化が無いかを確認するためにも、定期的な確認を実施すべきである。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

勤労会館使用料の減免対象となる団体のうち、学生等については毎年登録の更新を行っており、公共的団体については、その性質上定期的な確認の必要はないと考えています。

労働関係諸団体については、登録後に継続的に集会等で使用しており、その大半が西宮労働者福祉協議会に加入しているため、活動について一定の実態把握はしているものの、ご指摘を踏まえて、適切な処理に向けて検討してまいります。

2 5 - , (意見)

報告書 1 0 3 ~ 1 0 5 頁

【 1 4 】(3) 2 . 受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき

現状の勤労福祉センター使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
14	勤労福祉センター等使用料(*) 勤労会館使用料 勤労青少年ホーム使用料	使用料	17,890	物件費	122,643	
		国・県支出金	-	人件費	16,082	
		その他	-	退職給付	1,794	
15	勤労者体育館使用料			減価償却費	8,277	
		合計	17,890	合計	148,796	

(*)勤労者・障害者教養文化体育施設についても含まれているため、

勤労会館・勤労青少年ホームのみの受益者負担割合については多少の増減があると考えられる。

i) 使用料の減免対象範囲を見直すべき

勤労福祉センターは民間に類似施設は存在せず収益確保を見込む施設ではなく、施設の設置目的からは公的な必要性もあると考えられることから、受益者負担としては25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

しかしながら現状の勤労福祉センターの受益者負担割合は12.0%となっている。

勤労会館については、労働関係諸団体が使用する場合は使用料を免除することとなっているが、昨今の働き方の多様化から労働組合は減少しつつあり、平成24年度時点において、免除対象となる登録件数（減免件数）は162件であり、全体の登録件数5,070件に対する割合は3.2%となっている。このように、社会情勢の変化とともに勤労会館の利用目的も変化しており、労働関係諸団体が使用する場合において使用料を免除する意義は薄れていると考えられるため、使用料の減免対象範囲を見直すべきである。

また、勤労青少年ホームについても、少子・高齢化による就業構造の変化により勤労青少年による建設当初の目的としての施設利用は減少していると考えられる。現状は勤労青少年（市内在住または在勤の34歳以下の勤労者）による施設利用は使用料を免除しているが、社会情勢の変化を踏まえ、使用目的によっては一定の受益者負担を求めることを検討すべきである。

) 施設の利用者増加のための対策を行うべき

勤労会館は昭和42年に建設され、勤労青少年ホームは昭和46年に建設されたものであるが、年月の経過とともに社会・経済情勢や勤労者を取り巻く環境が大きく変化するとともに、各施設は老朽化が進み、稼働率も下表のとおり区分によっては低い状況にある。また、上記意見に記載のとおり、それぞれの施設の利用目的も変化していると考えられる。

【ホール、会議室等稼働率の推移】

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
勤 労 会 館	ホー	33.3%	33.4%	33.9%
	第1和室	35.6%	38.1%	34.7%
	第2和室	32.5%	36.4%	38.2%
	第1会議室	60.2%	60.3%	63.8%
	第2会議室	46.4%	48.4%	55.2%
	第3会議室	51.5%	48.8%	52.2%
	第4会議室	61.6%	60.5%	61.3%
	第5会議室	48.2%	54.7%	57.9%
	第6会議室	57.1%	60.4%	60.1%
	第7会議室	50.3%	48.4%	45.0%
勤 労 青 少 年 ホ ー ム	第8会議室	50.8%	52.3%	50.8%
	第9会議室	74.6%	73.9%	71.3%
	和室(A)	18.4%	21.6%	21.5%
	和室(B)	16.9%	15.3%	16.4%
	会議室(A)	31.9%	39.1%	41.9%
	会議室(B)	52.1%	59.1%	53.3%
	器楽室(A)	72.8%	78.2%	85.5%
	器楽室(B)	66.8%	71.1%	78.7%
小体育室	53.7%	56.0%	46.1%	
体育室	48.6%	50.2%	39.6%	

このような状況を踏まえ、利用者の増加のために例えば現在、勤労青少年ホームは和室を2室保有しているがそれぞれの稼働率は21.5%、16.4%と低い状況にあり、また勤労会館が保有する和室についても34.7%、38.2%と稼働率は高くないことから、和室の必要性を検討し共有化するなどして一部は稼働率を高めるために会議室等への用途変更などを検討することも必要と考える。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

i) 使用料の減免対象範囲を見直すべき

) 施設の利用者増加のための対策を行うべき

労働組合をはじめとする労働関係諸団体は労働組合法等により一定の保護を受けています。また、勤労者の労働条件確保の点において、労働組合のある企業とない企業とでは、労働者の労働条件に差があることから、労働組合の果たす役割は依然として高いと考えております。

労働組合の組織率の低下は、長期化した景気低迷に伴っていわゆる非正規労働者が増加したことも原因であり、労働組合の社会的な意義が低下しているとは言えず、むしろ、非正規労働者の組織化などの課題を抱えていることから、引き続き使用料減免による支援は必要であると考えています。

勤労青少年ホームについては、勤労青少年福祉法において設置するよう努めることとされているところです。

少子高齢化が進み、労働力人口が減少することが確実となるなか、若者の就業実態は大きく変化しており、様々な課題があります。特に、学校教育、職業生活への移行、在職中などの各段階で難路に陥るリスクが高まっていることなどを反映して、若者の完全失業率が他の世代と比較して高い水準にあり、フリーターと言われる不安定雇用や、ニート（若年無業者）が増加しており、「勤労青少年」となることが困難な層が存在しています。

こうした社会情勢のなか、勤労青少年ホームには、広く若者が参加可能な「居場所」として、また、同世代・異世代の交流の場としての役割を求められるとともに、キャリア形成に係る支援や情報発信を通じて、若者の社会的・職業的自立を図る役割が求められていると言えます。

本市においては平成 25 年 4 月に西宮若者サポートステーションを開設して、若年無業者の就労へ向けた支援を行っているほか、勤労青少年を対象とした教養講座を抜本的に見直し、勤労青少年の交流を図り、講座終了後も勤労青少年ホームを拠点とした活動を促進する内容に見直すなど、施設の活性化に取り組んでいるところであり、ご指摘の受益者負担を含めて、総合的に検討を進めてまいります。

勤労会館及び勤労青少年ホームについては、貸し館としてだけでなく、就労支援事業や労働相談事業、各種セミナーの実施場所としても活用しているところであり、ハローワーク西宮や西宮労働基準監督署などとも連携して、こうした取り組みを進めるとともに、利用実態や利用者ニーズの把握に努め、稼働率の向上等に努めてまいります。

第 16 卸売市場使用料

26 (意見)

報告書 109 頁

【16】(3)1. 使用料算定の考え方を整理し、使用料の値上げを検討すべき

現状の西宮市地方卸売市場の使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
16	卸売市場使用料	使用料	18,455	物件費	35,274	
		国・県支出金	-	人件費	6,433	
		その他	-	退職給付	718	
		合計	18,455	合計(*)	42,425	

(*)償却済のため減価償却費の計上なし

地方卸売市場はその施設の性質から、営利活動を行う特定の市民が対象であり公的関与の必要性が低く、民間にも類似施設が存在しておりある程度の収益確保が見込まれることから、受益者負担としては 75%～100%程度を目安にすることが望ましいと考える。

現状の地方卸売市場の受益者負担割合は 43.5%であり、目安となる水準と乖離が生じている。この原因としては、下記のように現状の使用料の算定方法にはコストに含むべき金額が一部漏れているためと考えられる。

西宮市地方卸売市場の使用料は、土地使用料部分と建物使用料部分から構成されている。現状、西宮市地方卸売市場は土地部分については賃借し建物部分については市が所有している。したがって、土地使用料については市が支払う賃借料を基礎として算定されている。

具体的には土地賃借料総額から建物使用料総額を控除して土地使用料単価を算定しており、土地の支払賃借料と同額を卸売市場使用料として徴収する料金体系となっている。

しかしながら、建物については市が保有しており一定の維持管理費等が発生している。現状の料金体系ではこれらの維持管理費等はすべて市が負担することになり、適切な受益者負担となっていない。

現在の環境等を考えれば卸売市場については民営化の方向性を検討していくことが望ましいと考えられるが、現状の運営形態を続けるのであれば、現行の使用料算定の考え方を整理し、適切な料金設定となるよう検討すべきである。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

現在、平成 24 年度に策定した西宮市卸売市場整備基本方針に基づき、公設の西宮市地方卸

売市場と民設の西宮東地方卸売市場を統合し、民設民営の新たな市場の整備に向けて取り組みを進めております。

27（意見）

報告書110頁

【16】(3)2. 使用料の徴収について公平性を確保した対策を行うべき

使用料の徴収において、納付遅延が発生している使用者が2件あり年度内には解消しているものの、ほかの使用者が期日どおりに支払っていることからすると現状は平等性に欠けているといえる。

納付についての指導を厳格に行うなど、使用料の徴収について公平性を確保できるような対策を行うべきである。

（産業環境局）

（講じた措置）

【産業環境局】

使用料の徴収については、納付が遅れがちな事業者に対して、期日どおりに納付するよう継続して指導を行っております。

第17 食肉センター使用料等

28 (意見)

報告書 1 1 3 頁

【17】(3) 1. 使用料の見直し等を行い、一般会計からの繰入金の縮減を図るべき

市は食肉センター事業の受益と負担の関係を明確化するために特別会計で決算状況を管理している。食肉センターにかかる減価償却費等のコストも含めた受益者負担の状況は次のとおりであり、受益者負担割合は47.4%となっている。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
17	食肉センタ-使用料等	使用料	141,236	物件費	259,380	
		国・県支出金	-	人件費	20,103	
		その他	16,667	退職給付	2,243	
				減価償却費	51,586	
		合計	157,903	合計	333,312	

食肉センターについては直接的な利用者が限定的であり、また営利活動を伴うという点や民間にも類似施設が存在している点を考慮すれば、相応の受益者負担を求めることが適切と考えられ、受益者負担割合としては75~100%程度を目安にすることが望ましいと考える。これに対し、現状の受益者負担割合は47.4%であり、受益者負担割合を引き上げる方向で検討することが必要であると考え。

また、食肉センター特別会計の収支状況をみると、使用料等の収入のみでは十分に事業費を賄うことができないため一般会計からの繰入金によって歳入歳出の収支均衡が図られている。平成20年度から平成24年度における一般会計からの繰入金の推移は次のとおりであり、一般会計から1億円前後の繰入が継続している。

(単位:千円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
繰入額	101,982	109,642	99,248	106,827	101,036

平成19年度に調査されたりそな総合研究所株式会社による「西宮市食肉センターによる経済効果に関する調査業務」報告書では一定の経済効果があるとされており、こうした点を踏まえると政策的な観点から一般会計からの繰入を行う必要性は認められるものの、今後、西宮市食肉センターを適切に維持運営していくために、管理運営経費の削減あるいは使用料収入の増加にて収支を改善し、一般会計からの繰入金の縮減を図るとともに、受益者負担割合を引き上げる方針を検討することが望まれる。

ここで、使用料収入の増加のためには、と畜解体処理頭数の増加あるいは使用料単価の引上げが必要であるが、現状において西宮市食肉センターの年間処理頭数及び施設稼働率は高い水準で推移しており、と畜解体処理頭数の増加には限界がある。

したがって、平成 25 年 12 月の議会にて平成 26 年 4 月以降の消費税増税に伴う料金の引き上げや、時間外の使用料の引き上げが決定しているが、引き続き使用料の引上げを検討すべきである。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

食肉センター特別会計では、平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5% から 8% へ改定されることに対応し、平成 26 年 4 月に新設使用料の設定、既設使用料の改定を行い、一般会計からの繰入金の抑制に取り組んでおります。

食肉センター使用料の改定は、食肉センターの収支の改善を図る上では重要な要素ではありますが、出荷者の収入減となることからと畜処理頭数への影響があり、他の食肉センター使用料の状況、食肉業界を取り巻く経済情勢などを勘案し、決定してまいります。

第 18 総合福祉センター使用料

29 (意見)

報告書 117 頁

【18】(3)1. 一般利用者の使用に伴う料金体系を見直すことが望ましい

当該施設は障害者及びその介護者 1 名及び 65 歳以上の者の受益者負担はないが、一般利用者から施設利用料を徴収している。

市は一般利用者の使用に伴う使用料単価の見直しを開館当時(昭和 60 年)から行っておらず、定期的な料金水準の分析も行っていない。開館当時から 28 年経過しており、維持管理の状況は変化していると考えられる。また西宮市及び他市の類似施設との比較を行うと、以下の状況がみられた。

		西宮市		他市比較	
		総合福祉センター	勤労者体育館	芦屋市	宝塚市
		(体育室)	(体育室)	(運動室)	(大ホール)
スポーツのための使用 (専用利用) (大人)	午前(円)	2,500	8,100	4,600	-
	午後(円)	3,500	10,800	6,100	-
	夜間(円)	3,000	10,800	5,300	-
	広さ(m ²)	515.7	687.74	296	-
スポーツのための使用以外 (専用利用) (大人)	午前(円)	3,800	16,200	9,200	8,600
	午後(円)	5,300	21,600	12,200	10,500
	夜間(円)	3,200	21,600	10,600	10,700
	広さ(m ²)	515.7	687.74	296	254

当該施設のスポーツのための使用料金は、西宮市の類似施設である勤労者体育館や、芦屋市の類似の施設(当該施設の広さは芦屋市のほぼ倍)と比較しても低い水準である。また、スポーツのための使用以外の使用料金についても、西宮市の類似施設である勤労者体育館や、芦屋市及び宝塚市の類似の施設(当該施設の広さは芦屋市のほぼ倍)と比較してもかなり低い水準である。

これらの状況から、当該施設についての一般利用者(目的外で利用する者)の利用については、それに見合う維持管理経費を回収できるよう、料金体系を見直すことが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

当該施設は、障害のある人を中心的な対象として設置された施設であります。ノーマライゼーションの考え方にに基づき、一般市民の方々にも利用していただける環境を作り、障害のある人もない人も共に活動できる場となることを目的の一つとしております。このような施策的意図から、一般利用者の施設使用料を据え置いてきた経過がございます。その一方で、開館から 30 年近くが経過し、この間の物価上昇等を背景に、他市の類似施設との一般利用者

の施設使用料の比較において差が生じていることも事実であります。

このたびの意見を踏まえ、一般利用者の施設使用料に関しましては、施設サービスの提供に必要な光熱水費や施設修繕費などの維持管理経費に基づく実費負担の観点から検証を行い、現時点における適正な利用者負担のあり方について検討したいと考えております。

【18】(3)2. 稼働率を上げる試みを行うことが望ましい

平成 22 年度から平成 24 年度からの集会施設等の稼働実績は次のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
研修室 A1	54.3%	55.6%	57.9%
研修室 A2	51.3%	50.9%	54.4%
会議室 A1	53.6%	63.1%	55.9%
和室 A1	30.6%	34.2%	29.4%
和室 A2	27.8%	25.1%	25.8%
和室 A3	22.8%	22.7%	23.5%

和室の稼働率が著しく低く、研修室及び会議室についても高いとは言えない。

また、利用者アンケート分析によれば、スポーツ教室・行事等の参加状況については「良く参加している」20%、「時々参加している」25%で、「参加したことがない」が55%となっている。また、文化教養教室等の参加状況については「良く参加している」10%、「時々参加している」20%で、「参加したことがない」が69%となっており、スポーツ教室・行事等の参加が低い。

当該施設において開館時間に係る管理経費は利用者の有無に関わらず発生する。稼働率及び事業への参加者が少なければ、その分税込等での負担が増加する。

所管課によれば、稼働率が低い原因は、障害者関連のグループ・団体等の高齢化と新規加入者の減少にあり、現在、若い新たなメンバーの加入ができるよう、新規グループの設置や新規教室の開設等、総合福祉センターとして検討している。また、1 時間単位の料金形態にすることにより使用料単価の減額が図られ稼働率の上昇が予測されるが、集会施設の利用者が主に障害のある方や高齢者であり、移動や動作に時間を要するという実態がある為、現在は利用状況を踏まえ 1 時間単位の設定にしていないとのことである。今後は利用者の意見や実績等踏まえ、使用料の整理も含めて検討する方針とのことである。

今後も引き続き、料金形態及び既存事業の内容の見直しや新規実施事業の実施、事業の積極的な広報活動を行い、稼働率を上げる試みを行うことが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

初心者対象の「水泳教室」「卓球教室」などのスポーツ教室や文化教養講座を開催し、新たな利用者の開拓に努めております。これに加え、指定管理者の特性を活かした取組みの一環として、社会福祉協議会の支部・分区組織と連携を図りながら、当該施設の取組みに関する地域への積極的な広報活動を続けてまいります。

また、平成 25 年 12 月に実施いたしました「集会室利用に関するアンケート調査」では、多くの利用者から貴重なご意見を頂きました。今後は、市民ニーズを丁寧に分析し、より多くの方に利用して頂けるよう、指定管理者と十分に協議を重ねてまいります。

第 19 営業許可等手数料（生活環境課）

3 1（意見）

報告書 1 2 0 頁

【19】(3) 1 . 市の状況を定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい。

平成 16 年度及び平成 21 年度に見直しを実施しており、当時の積算根拠資料をみると、積算金額と現在の金額は近似値となっており、現在の料金水準は平成 16 年度及び 21 年度において適切な水準であったと考えられる。

しかし、実際には、このような判断により手数料の見直しを見送っているわけではなく、兵庫県下同一料金に合わせている状況にあり、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改訂の予定なしという理由で料金改定を見送っている。

当該手数料に係る事務は、兵庫県から移管されているため、西宮市独自で金額を検討することができる。他市の状況だけでなく、本市の状況も定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい。

（健康福祉局）

（講じた措置）

【健康福祉局】

手数料の定期的な分析につきましては、今年度実施いたしました。今後も本市の状況を分析し、必要に応じて手数料を見直してまいります。

第 2 0 営業許可等手数料（食品衛生課）

3 2（意見）

報告書 1 2 2 頁

【2 0】（3）1．営業許可の継続分について料金水準を検討することが望ましい

営業許可の更新の際にかかる手数料は新規申請時と同額である。新規申請時と更新時では 1 件当たりの書類審査、現地調査等にかかる時間も異なると思われ、更新時にかかる管理経費の方が新規申請時よりも少ないと考えられる。神戸市では継続の営業許可申請については、それぞれの手数料に 75% を乗じた額としている。したがって、本市においても営業許可の継続分について、料金水準を検討することが望ましい。

（健康福祉局）

（講じた措置）

【健康福祉局】

手数料の定期的な分析の際には、他市の状況も踏まえた上で、本市の状況を分析し、必要に応じて手数料を見直してまいります。

3 3（意見）

報告書 1 2 2 頁

【2 0】（3）2．市の状況を定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい

平成 16 年度及び平成 21 年度に見直しを実施しており、当時の積算根拠資料をみると、積算金額と現在の金額は近似値となっており、現在の料金水準は平成 16 年度及び 21 年度において適切な水準であったと考えられる。このような判断により手数料の見直しを見送っているわけではなく、兵庫県下同一料金に合わせている状況下において、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改訂の予定なしという理由で料金改定を見送っている。当該手数料に係る事務は兵庫県から移管されているため、西宮市独自で金額を検討することができる。他市の状況だけではなく、本市の状況も定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい。

（健康福祉局）

（講じた措置）

【健康福祉局】

手数料の定期的な分析の際には、他市の状況だけではなく、本市の状況を分析し、必要に応じて手数料を見直してまいります。

第 2 1 衛生検査等手数料（食品衛生課）

3 4（意見）

報告書 1 2 4 頁

【2 1】（3）1．料金体系を見直すことが望ましい

平成 16 年、21 年見直しの積算資料を閲覧した結果、現在の手数料と近似値になっている。しかし、事業費として減価償却費及び光熱水費、材料費を積算しているのみで、人件費は含まれていない。平成 21 年度見直しの資料をもとに人件費を加えて事業費を積算すると、以下のとおりである（一部抜粋）。

（単位：円）

検査項目		事業費			現在の手数料 単価	
		人件費を除く事業費	人件費	合計		
水質	特殊項目	原子吸光項目	5,516	6,525	12,041	5,500
		定量	2,420	6,525	8,945	2,400
		簡易	430	2,175	2,605	400
	レジオネラ属菌	2,413	2,175	4,588	2,400	
	その他細菌検査	2,413	2,175	4,588	2,400	
食品	細菌	1,734	8,700	10,434	1,700	
	理化学	定性	1,510	6,525	8,035	1,500
		定量	3,418	6,525	9,943	3,400

人件費を含めて考えると、例えば水質検査の原子吸光項目では事業費は 1 検査当たり 12,041 円であるにもかかわらず、現在の手数料単価は 5,500 円であり、十分に事業費を回収できていない状況にある。ほかの検査についても同様のことが言える。

市によれば、手数料は兵庫県下同一料金に合わせており、近隣各市が手数料の改定予定がない以上、西宮市も改訂は行わない方針であるとのことであった。

ある程度、近隣他市の状況を考慮する必要はあるものの、当該手数料に係る事務は兵庫県から移管されており、西宮市独自で金額を検討することができるため、値上げする方向で料金体系の見直しを行うことが望ましい。

（健康福祉局）

（講じた措置）

【健康福祉局】

手数料の定期的な分析の際には、他市の状況だけでなく、本市の状況を分析し、必要に応じて手数料を見直してまいります。

第 2 3 診療所開設許可等手数料

3 5 (意見)

報告書 1 2 8 頁

【2 3】(2) 1 . 料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい

平成 25 年 4 月から新設された薬局の開設等の許認可に係る手数料を除き、過去 5 年間で手数料の改定は行なっていない。料金水準の分析は平成 16 年度及び平成 21 年度に行なっているが、定期的な分析は行なっていない。平成 16 年度及び平成 21 年度の調書では、「兵庫県下同一料金に合わせている状況下において、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改定の予定なし」という理由で料金改定を見送っているが、法令等で兵庫県下同一料金でなければならないと定められているわけではないとのことである。

他市の状況のみを手数料に反映させるのではなく、本市の当該手数料に係る原価を把握することは、料金設定において重要である。

したがって、当該手数料に係る原価を積算し、料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

手数料の定期的な分析につきましては、今年度実施いたしました。今後も、定期的な分析を実施してまいります。

第 2 4 と畜検査等手数料

3 6 (意見)

報告書 1 3 1 頁

【 2 4 】(3) 1 . 料金水準の見直しを行うべき

現行のと畜検査手数料の水準は兵庫県から市に権限移譲された際に、兵庫県使用料及び手数料徴収条例の手数料金額を参考にして、兵庫県と同額に設定した金額が基礎となっている。単価の見直しは平成 16 年度及び平成 21 年度に実施しているが、料金の改定は近隣の他府県市との均衡を勘案し行われていない。

平成 21 年度使用料・手数料等調査票によると、積算結果は大動物 2,459 円/頭、小動物 232 円/頭となっており、現行の大動物 490 円/頭、小動物 165 円/頭といった料金水準は積算結果よりも低く設定されていると考えられる。近隣他府県市の状況は上記のとおりであり、神戸市及び京都府は本市よりも高い料金設定となっている。

手数料は「必要な方の求めに応じて行う」事務の対価という性格から、当該手数料に係る経費を把握し、全額回収できるよう料金体系の見直しを実施すべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

と畜検査手数料につきましては、ご指摘のとおり、現行は平成 21 年度の積算結果よりも低く設定されておりますが、と畜検査は、と畜場法により、都道府県(保健所を設置する市にあっては市)職員が行うことと規定されております。

したがいまして、行政サービスの性質別分類で考えますと、公共性が高く、民間での提供は不可能(非市場的)です。受益者負担割合の考え方としましては、50%以下に分類されるものと思われれます。

そのような性質上、近隣の他府県市のことを考慮に入れず西宮市の調査だけを参考に手数料を決定するのは、困難な状況です。

つきましては、今後も、一層近隣の他府県市の動向を調査し、定期的な見直しを実施していくよう努めてまいります。

第 2 5 健康診査手数料

3 7 (意見)

報告書 1 3 4 頁

【 2 5 】(3) 1 . 手数料の積算方法の見直しを検討するとともに、料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい

健康診査手数料は国の費用徴収基準額を基に算定しているものと、委託料をもとに算定しているものがある。

国の費用徴収基準額を基に算定している手数料は、平成 9 年度まで国庫補助事業であり、国の費用徴収基準額に準じていたが、平成 10 年度よりがん検診が市の独自事業となったため、これに基づいて料金を必ずしも設定する必要はなくなり、平成 10 年度からは、平成 9 年度の費用徴収基準単価を準用して適用しつつ、他市状況などを踏まえ、見直しを行っているとのことである。

国の費用徴収基準額を基に算定している手数料について、独自事業となった今では検診は委託により行なわれているため委託料等の原価をもとに手数料を算定することが可能と考えられる。大腸がん検診は平成 16 年度使用料・手数料等見直し調書によると、「平成 12 年度に料金改定後、検査委託料は低下しているため据え置くが、診療報酬や委託料等が上昇すれば見直しを行いたい」としている。料金水準の見直しは委託料等が上昇した場合のみならず、低下した場合にも行うべきである。

したがって、当該手数料の積算方法の見直しを検討するとともに、料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

健康診査手数料については、今後も委託料の増減や他市状況、また各検診の受診率などを総合的に鑑みて定期的に分析をしてまいります。

第 28 狂犬病予防手数料

38 (意見)

報告書 139 頁

【28】(3)1. 集合注射の現金取扱マニュアルを作成することが望ましい

平成 24 年度の集合注射の件数は 1,036 件であり、多数の市民が集合注射へ訪れ混雑が生じ現金の取扱事務が煩雑化することが想定される。集合注射の混雑を回避し、適切な現金取扱を行うためにも、現金取扱マニュアルを作成することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

現金取扱マニュアルを作成し、今年度の集合注射からこれにそって現金の取扱いを行うよう見直しました。

39 (意見)

報告書 140 頁

【28】(3)2. 指定金融機関等への振り込む頻度を見直すことが望ましい

現金実査を行った結果、平成 25 年 9 月 18 日午前時点で 9 月 2 日から 9 月 17 日までの 16 日間分の手数料約 18 万円を手持ち金庫の中に現金及び小為替で保有していた。収納件数が多い時期(4 月)を除き、原則、月 1 回現金取扱員が収納代理金融機関に収納することになっている。

現金実査の結果から単純計算すると 36 万円弱を 1 ヶ月間手持ち金庫内で保有することになる。大金を保有することがないよう、振り込む頻度を見直すことが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

指定金融機関等へ振り込む頻度を原則週 1 回以上行うよう見直しました。

【28】(3)3. 現金出納簿及び金種表を作成することが望ましい

現金実査を行った結果、日々の現金残高が把握できる現金出納簿及び金種表はなく、実査当日時点であるべき金額が帳簿で確認できなかった。また手持ち金庫には当該手数料以外に職員の駐車場代も保管されていた。

現金の実在性を証明するために、入出金がある度に現金出納簿に記入するとともに、毎日業務終了後、2名体制で現金を数えその結果を金種表に記入し、現金出納簿と一致しているかを確認することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

現金出納簿及び金種表を作成し、現在は入出金毎に現金出納簿に記入するとともに、職員2名で現金を数え金種表に記入し、現金出納簿との一致を確認するよう見直しました。

【28】(3)4. 定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい

過去5年間で手数料の見直しは行っていない。料金水準の分析は平成16年度及び平成21年度に行っているが、定期的な分析は行っていない。平成16年度及び平成21年度の調書では、兵庫県下統一価格のため改定を見送っているが、法令等で兵庫県下同一料金でなければならないと定められているわけではないとのことである。

他市の状況のみを手数料に反映させるのではなく、本市の当該手数料に係る事業費を把握することは、料金設定において重要なことである。

したがって、定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

手数料については、本市の状況を定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直してまいります。

第 29 動物取扱業登録手数料

42 (意見)

報告書 142 頁

【29】(3)1. 定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい

平成 17 年 6 月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、料金を改定しているが、その後料金水準の定期的な分析は行なっていない。他市の状況のみを手数料に反映させるのではなく、本市の当該手数料に係る事業費を把握することは、料金設定において重要なことである。

したがって、定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

手数料については、本市の状況を定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直してまいります。

第30 葬祭使用料

43 (意見)

報告書144頁

【30】(3)1. 使用料水準の見直しを検討すべき

平成13年度に第2次西宮市行財政改善実施計画に基づいて使用料の見直しを実施している。ここで当時の積算資料によると、各葬具に期待される平均使用料は以下の算式で求められている。

$$\text{各葬具の平均使用料} = (\text{葬具年間償却費} + \text{修繕料} + \text{人件費}) / \text{年間使用件数}$$

人件費は市葬儀の公共性に鑑みて、市派遣職員7人分の20%としている。

葬祭使用料として各葬具に期待される平均使用料算出基礎に市派遣職員7人分の20%の人件費が計上されているが、斎場使用料の原価にも同じ市派遣職員7人分の人件費が計上されている。現状では、市派遣職員7人分の人件費のうち20%が葬祭使用料と斎場使用料の原価に二重に計上されていることになる。

また、葬祭手数料の期待される平均使用料の算出において、手数料の公共性を鑑み、上記の人件費のように特定の原価項目についてのみ原価の軽減を図ることは、一件当たりの手数料原価の全体像が把握しづらくなり、受益者への負担状況の確認も困難となるため算定式を見直す必要があると考える。

なお、平成24年度数値により監査人が分析した受益者の負担割合状況は以下のとおりである。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設

(単位:千円)

各論番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者負担割合 (C) = (A)/(B)
30 31	葬祭使用料 斎場使用料	使用料	19,841	物件費	49,446	
		国・県支出金	-	人件費	563	
		その他	-	退職給付	63	
				減価償却費	6,207	
		合計	19,841	合計	56,279	

上記の受益者負担割合は葬祭使用料に加え、【31】斎場使用料も含めて算定。

上記のとおり、平成24年度数値に基づく受益者負担割合は35.3%と低い負担割合となっている。使用料水準について値上げも含めて再度検討すべきであるとする。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

葬祭使用料の水準については、受益者負担の適正化を図るため、今後、庁内にて政策局主導

で策定される予定の「使用料・手数料に関する基本方針」に沿って取組み、一層公共性などを踏まえた利用者の利便性に対応できるよう努めてまいります。

第 3 1 齋場使用料

4 4 (意見)

報告書 1 4 7 頁

【3 1】(3) 1 . 齋場使用料の算定式を見直すべき

平成 13 年度に第 2 次西宮市行財政改善実施計画に基づいて使用料の見直しを実施している。当時の積算資料によると、1 時間当たり使用料は以下の算式で求められている。

1 時間当たりの使用料 =

(建物推定時価 × 5/1000 × 12 ヶ月 + 年間維持管理経費 (1) + 人件費 (2)) / (建物延べ床面積 × 365 日 × 開館時間) × 面積

1 年間維持管理費は委託料

2 人件費は市派遣職員 7 人分全額

齋場使用料として 1 時間当たりの使用料の算出基礎に市派遣職員 7 人分の人件費が計上されているが、葬祭使用料にも同派遣職員 7 人分の人件費が 20% 含まれている。現状では、市派遣職員 7 人分の人件費のうち 20% が葬祭使用料と齋場使用料の原価に二重に計上されていることになるため、算定式を見直すことが望ましい。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

齋場使用料の算定式については、受益者負担の適正化を図るため、今後、庁内にて政策局主導で策定される予定の「使用料・手数料に関する基本方針」に沿って取組み、一層公共性などを踏まえた利用者の利便性に対応できるよう努めてまいります。

【31】(3)2. 使用料水準の見直しを検討すべき

平成24年度の事務事業評価の事業費と使用料から受益者負担割合を分析すると、以下のとおりとなった。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
30 31	葬祭使用料 斎場使用料	使用料	19,841	物件費	49,446	
		国・県支出金	-	人件費	563	
		その他	-	退職給付	63	
				減価償却費	6,207	
		合計	19,841	合計	56,279	

なお、上記の受益者負担割合は斎場使用料に加え、【30】葬祭使用料も含めて算定。

斎場には告別式場1つ、和室(待合室)が2つあるものの、家族葬等和室のみで葬儀を行う場合を除き、告別式場を利用する場合は待合室として和室もセットで使用するパターンが多いため、和室が1部屋空いていたとしても、ほかの市民等が利用することが難しい。そのため、斎場に係る事業費をすべて受益者負担で徴収することは困難であると考え、現在の受益者負担割合35.3%は低い水準であると考え。現在は指定管理制度を導入しているにもかかわらず、現行の料金体系は委託形態を採用していた平成9年当時のものを踏襲しており事業費に乖離が生じていること及び「斎場使用料の算定式を見直すべき」に記載のとおり、算定式が間違っていた結果と考えられる。使用料水準について値上げも含めて再度検討すべきであると考え。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

斎場使用料の水準については、受益者負担の適正化を図るため、今後、庁内にて政策局主導で策定される予定の「使用料・手数料に関する基本方針」に沿って取組み、一層公共性などを踏まえた利用者の利便性に対応できるよう努めてまいります。

第32 環境学習施設使用料

46 (意見)

報告書152頁

【32】(3)1. 使用料水準の見直しを検討すべき

西宮市では自然体験ができる宿泊施設として環境学習施設のほか、山東自然の家も保有している。西宮市民が宿泊した場合の両施設の使用料比較は以下のとおりである。

	甲山自然の家	山東自然の家
3歳以下	無料	
4歳から18歳未満	250円	500円
18歳以上	500円	1,100円

西宮市民が宿泊した場合の使用料は山東自然の家の半額となっている。さらに、環境学習施設の事務事業評価の事業費と使用料を比較し、利用者への負担状況を分析すると以下ようになった。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

青少年育成施設

(単位:千円)

各論番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
32	環境学習施設使用料	使用料	3,718	物件費	59,882	
		国・県支出金	-	人件費	18,494	
		その他	-	退職給付	2,063	
				減価償却費	6,989	
		合計	3,718	合計	87,428	

上記の原価にはほかの事業に該当するものが含まれていると思われるため、受益者負担割合は実際よりも低くでてしまうものの、4.3%と非常に低い結果となった。指定管理料38,086,568円を基に、受益者負担割合を再計算すると、9.8%となり、依然として低い結果となった。

現行の環境学習施設使用料は市内の施設との比較及び利用者の負担状況から鑑み、過年度の包括外部監査報告書にも記載されているとおり、目安とする受益者負担割合25%と比較すると低い水準となっていると考えられるため、値上げを含め使用料水準の見直しを行うべきである。

また、環境学習施設使用料では宿泊を要する場合、研修室、和室などの利用について使用料を徴収していない。同じ研修室や和室の利用者間で宿泊するか否かにより負担料金が異なることは利用者間の負担の公平性の観点から不合理であるため、宿泊する場合の研修室、和室などの利用者についても使用料を徴収することを検討すべきである。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

使用料の水準の見直しについては、来館者数の増加という目標を鑑み、まず、現状の利用者の負担率を正確に算出するため、適切な稼働率の算出方法から検討し、実態に即した稼働状況を把握するよう努めてまいります。その上で、光熱水費や管理費等の必要経費、来館者数の推移及び近隣市の類似施設の水準に配慮をしながら慎重に検討してまいります。

4.7 (意見)

報告書 152頁

【3.2】(3)2. 使用料を適切に見直すため実態に即した稼働状況を把握すべき
指定管理者により報告されている過去3カ年の稼働率は以下のとおりである。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
甲山自然の家 (宿泊)	31.9%	27.5%	30.1%
甲山自然の家 (時間外利用)	11.0%	8.8%	10.0%
甲山キャンプ場	32.7%	30.9%	37.0%
社家郷山キャンプ場	36.2%	34.8%	40.8%

時間外利用とは、 宿泊を伴わない甲山自然の家(研修室等)の利用、 チェックインする前の時間帯の利用、 チェックアウト後の利用の3つの場合が該当する。

上記のキャンプ場の稼働率は以下のように求めている。

$$\text{稼働率} = \text{利用実績} / \text{利用可能区分数}$$

利用実績及び利用可能区分数はサイト数で求められており、平成24年度の甲山キャンプ場、社家郷山キャンプ場の稼働率は37.0%、40.8%となっている。この算式に基づけば、甲山キャンプ場の中央サイトは105人収容できるにも関わらず、1人でも参加すれば、稼働率が100%と計算されてしまうため、実際の稼働状況と乖離している恐れがある。

使用料を適切に見直すには、実際の稼働状況を把握し使用料に反映させる必要がある。使用料を適切な水準に設定するため、指定管理者から提出される稼働状況報告の算式を見直し、実態に即した稼働状況を把握すべきである。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

実態に即した稼働率の把握については、上記 46 (講じた措置) のとおり、算出方法について検討をし、より実態に即した稼働率を把握できるよう努めてまいります。

4 8 (意見)

報告書 1 5 3 頁

**【 3 2 】(3) 3 . 同好会的、趣味的サークル及び公民館登録グループの減免について
見直すことが望ましい**

西宮市甲山自然環境センター運営事務取扱要綱に基づき、以下のとおり、減免を行っている。

時間使用料のみ 50% 減額する場合	(1)西宮市の地域団体、社会教育関係団体等に所属する同好的、趣味的サークルが使用するとき。 (2)西宮市公民館登録グループが使用するとき。
--------------------	--

一般個人と同好的、趣味サークルの利用目的はほぼ同じであり、これらについて減免をする必要性は低いと考える。また公民館登録グループについても同様に考えることができ、公民館においては公民館運営審議会の答申を受け、公民館登録グループの使用料減免 (50%減免) を段階的に廃止している。

したがって、同好会的、趣味的サークル及び公民館登録グループの減免について見直すことが望ましい。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

同好会的、趣味的サークル及び公民館登録グループ (現 : 公民館定期使用グループ) の減免については、当該減免に該当する利用状況、利用件数を考慮のうえ、平成 27 年度を目途に要綱を改正し、減免をしない取り扱いとする予定です。

第 3 7 公園使用料

4 9 (結 果)

報 告 書 1 6 9 頁

【 3 7 】 (3) 1 . 公園占有、公園施設設置及び公園施設管理の許可申請書兼許可書の記載不備及び提出期限が遵守されていない

都市公園条例施行規則第 2 条第 1 項及び第 3 項において、次のように定められている。

第 2 条 都市公園法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 2 項若しくは第 3 項本文に規定する申請書は、当該行為の日（以下「行為日」という。）の 1 月前から行為日の 7 日前までの間に提出しなければならない。

3 許可を受けた者が許可期間満了後、引続き許可を受けようとする場合における許可申請書は、許可期間満了の日（以下「満了日」という。）の 1 月前までに提出しなければならない。ただし、従前の許可期間が 3 月以下のものについては、満了日の 1 月前から満了日の 7 日前までの間に提出しなければならない。

許可申請書兼許可書のサンプルテストを実施した結果、申請日の記載が漏れているもの及び期限内に提出されていないものがあつた。以下のとおりである。

	公園名称	占有物件名	年間使用料(円)		期間始	期間終	申請日
占有	国見台1号緑地	架空地線(2L)	12,720	新規	2011/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	国見台1号緑地	送電線(1L)	166,176	新規	2011/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	国見台1号緑地	架空地線(1L)	13,824	新規	2011/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	国見台1号緑地	送電線(2L)	152,352	新規	2011/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	鳴尾浜公園	電らん埋設	16,848	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	鳴尾浜公園	電らん埋設	48,384	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	上大市公園	電らん埋設	172,800	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	鳴尾浜臨海公園(南地区)	配電設備(配電塔)	299,520	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	鳴尾浜公園	電らん埋設	194,544	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	鳴尾浜公園	人孔	46,800	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
設置・管理	鳴尾浜臨海公園	飲料用自動販売機	57,600	新規	2013/4/1	2018/3/31	2013/4/1
	鳴尾浜臨海公園	飲料用自動販売機	48,000	新規	2013/4/1	2018/3/31	2013/3/31
	津門中央公園	飲料用自動販売機	19,200	新規	2013/4/1	2018/3/31	2013/3/31
	浜甲子園運動公園	飲料用自動販売機	48,000	新規	2013/4/1	2018/3/31	2013/3/31
	小曽根公園	物置	0	新規	2011/7/13	2014/3/31	2011/7/11

西宮市年公園条例施行規則第 2 条第 1 項及び第 3 項に基づき、許可申請書兼許可書が業者等から提出されるよう、周知徹底すべきである。

(土 木 局)

(講 じ た 措 置)

【 土 木 局 】

公園占有、公園施設設置及び公園施設管理許可の申請については、規則で定められている期限内に提出されるよう業者等へ周知徹底いたしました。また許可申請受付時に記載内容を確認するとともに、複数の職員による再チェックを行うようにしました。

【37】(3)2. 使用料の算定方法について**) 施設ごとの事業費を把握するとともに、目標稼働率(利用者数)を考慮の上、料金体系の見直しを行うことが望ましい**

稼働率が各有料公園施設によって異なるにも関わらず、西宮市流通東公園の野球場及びテニスコート、西宮市高座山公園の野球場、西宮市鳴尾浜公園の体育室以外のすべての有料公園施設について同一の使用料を使用している。

平成20年度の包括外部監査報告書の意見(番号20-028)でも指摘されているが、施設ごとに事業費は異なり目標利用者数も異なるため、施設ごとに事業費の把握を行い、受益者負担の金額を検討する必要があると考える。

また、施設使用料については、稼働率を加味して使用料を決定する必要があると考える。稼働率を加味しなければ、稼働していない時のコストはすべて税込等で負担することになってしまうからである。どの程度の稼働率(利用者数)を目標とするか、そのためにはどのような取組が必要か、その取組にはどの程度の経費が発生するか、その結果施設全体の維持管理経費はどの程度になるかを分析し、これらの分析結果をもとにあるべき受益者負担を決定すべきである。

) 休日設定料金の見直しを行うことが望ましい

現在、休日設定料金を国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日又は土曜日の正午以降の利用について適用しているが、土曜日午前も社会人などにニーズが高いと考えられるため、土曜日午前も休日設定とすることを検討すべきである。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】**) 施設ごとの事業費を把握するとともに、目標稼働率(利用者数)を考慮の上、料金体系の見直しを行うことが望ましい**

受益者負担については、施設ごとに利便性や地域性なども勘案して、平日、休日別の施設稼働目標値を設定するとともに、指定管理者と連携しながら、子育て支援や高齢者向けのスポーツ教室の充実を図るなど稼働率の向上に努めてまいります。また、その上で施設別事業費を把握し、適切な受益者負担の設定を検討してまいります。

) 休日設定料金の見直しを行うことが望ましい

土曜日午前の利用料については、市民文化局所管の運動施設とともに、平成27年度から休日設定することとして改正いたします。

【37】(3)3. 今後も施設の利用促進の検討を行うことが望ましい

平成 20 年度包括外部監査の意見として、以下のことが述べられている。

施設の利用促進の検討

現状の利用状況を見ると、運動公園の施設の中でも特に、休日のテニスコート及び野球場の稼働率は、75%から 85%を超えるかなり高い率を示しているのに対し、平日のこれら施設の利用は 10%から 20%程度の極めて低い稼働率となっている。市が条例を改正することにより、平日の施設使用料と混雑する休日の使用料金差を広げること等の方策をとったうえで、平日の利用促進を図り、全体の利用件数を増加させること等の対応を検討すべきである。

これに対し、北部市域にあり利便性の悪い「流通東公園野球場及びテニスコート」と「高座山公園野球場」において、平成 21 年 4 月より平日使用料を従来半額へと減額し、稼働率の改善を試みている。それ以外の施設においても、有料運動施設の同種類の施設稼働率を見ながら、平日使用料設定を検討していくとのことだが、現在のところ、見直しは行われていない。

過去 3 ヶ年の稼働率は以下のとおりである。

有料公園施設 稼働率

公園名	施設名	平成24年度			平成23年度			平成22年度		
		全日	平日	土日祝	全日	平日	土日祝	全日	平日	土日祝
浜甲子園運動公園	体育室	47.0	42.4	57.2	47.5	44.4	54.1	50.0	45.4	59.6
	会議室	6.6	3.0	14.3	3.0	0.5	8.1	1.9	0.6	4.7
	多目的広場	29.8	10.1	70.4	31.9	14.1	68.4	34.1	15.0	75.0
	野球場	36.5	16.6	78.0	35.5	15.0	78.5	39.9	19.3	80.9
	テニス	42.1	27.9	71.4	36.7	23.3	65.1	38.6	24.1	69.2
鳴尾浜臨海公園	野球場	48.2	30.8	82.2	57.4	43.4	83.4	60.5	46.9	84.9
	テニス	32.5	13.2	74.2	29.7	11.2	68.4	32.9	13.5	72.3
高座山公園	野球場	18.7	7.1	41.8	22.2	6.9	53.6	26.6	8.4	59.6
津門中央公園	野球場	73.3	61.6	92.3	76.4	64.7	94.3	86.8	79.9	97.9
流通東公園	体育室	55.1	52.6	60.4	54.3	51.4	60.1	52.6	49.5	58.7
	会議室	6.9	7.7	5.0	7.8	8.4	6.5	4.6	4.3	5.3
	野球場	18.4	0.9	53.9	19.0	2.0	57.1	24.5	2.5	65.6
	テニス	24.5	14.7	45.5	21.7	12.1	43.6	24.0	13.2	46.4
塩瀬中央公園	テニス	30.0	17.6	56.6	27.0	15.2	53.3	29.2	15.3	57.7
樋之池公園	テニス	57.8	46.2	82.5	62.7	51.7	87.2	62.7	50.3	87.2
西宮浜総合公園	多目的人工芝G	71.1	59.3	95.4	72.9	62.3	94.7	74.0	64.1	93.9

現状の稼働率をみると、休日のテニスコート及び野球場の稼働率は塩瀬中央公園を除き、70%～80%を越えるかなり高い率を示している。これに対し、料金改定を行った流通東公園の野球場及びテニスコート、高座山公園の平日の稼働率は1%～15%と極めて低い。料金改定を行っていない塩瀬中央公園のテニスコートの平日の稼働率についても17.6%ときわめて低い。

今後も、市が条例を改正することにより、平日の施設使用料と混雑する休日の使用料金差を広げること等の方策をとったうえで、平日の利用促進を図り、全体の利用件数を増加させること等の対応を検討すべきである。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

スポーツ施設における平日の稼働率については、一般利用が少ないため、指定管理者による各種スポーツ教室などを実施し、施設の有効活用を図っているところです。今後、さらに教室内容を工夫するなど改善を図ってまいります。また、平日の利用促進については、平日

と休日での料金差拡大に加え、施設の利便性条件や時間帯別の料金設定など、新たな使用料体系について、運動施設を所管する市民文化局とともに検討してまいります。

52（意見）

報告書171頁

【37】(3)4. スポーツ施設管理に関する業務の効率化を図るべき

西宮市が運営するスポーツ施設には環境局所管の公園に設置された施設と教育委員会所管の施設があり、同様のスポーツ施設であるにもかかわらず設立の根拠となる法令が異なることにより所管課が異なっている。そのため、市議会において所属する常任委員会が相違しており、条例改正や指定管理者の選定決議なども別々の委員会で議論されることになる。所管課では互いに情報共有を行い、効率的な事務執行に努めているが、このような所管課同士の調整に多くの手間と時間が掛けられることとなる。また、今後老朽化により大々的な補修や建替などが多くの施設で必要となり、施設の取壊しや移転なども含めた施設全体の方針を見直す必要性が高まる。このような状況下において、施設の全体像を適切に把握するため、今後所管課間でより密接な情報共有を行う必要性はさらに高まってくると考えられる。市民からも同一の施設であるのに所管課が異なることにより窓口が混同され、問い合わせ時に時間を要する場合がある。

以上のように今後の効率的かつ一体的な事務執行のため、将来的な所管課の統合も視野に入れ、業務に関する情報の共有化やより連携を深めるための方策を検討すべきであると考えます。

（土木局）

（講じた措置）

【土木局】

スポーツ施設管理に関する業務の効率化については、効率的かつ一体的な事務執行が行えるよう所管課の統合を実施する予定です。また、老朽化した施設の包括的な修繕計画への取り組みについても努めてまいります。

第 3 9 粗大・家電ごみ処理手数料

5 3 (意見)

報告書 1 7 6 頁

【3 9】(3) 1 . 現状に即した品目の追加などの対応をすべき

過去 5 年間の見直しは実施しておらず、定期的な見直しは行われていない。所管課によると、当初の料金決定時には、粗大ごみの処理に要する収集・運搬・処分費を基礎とし、これらの費用の半分程度を受益者負担とすることとし、金額を設定したとのことである。

その後、処理方法、収集・運搬体制、受付体制の変化等に伴い、処理に要する経費にも変化が生じているが、近隣他市の料金水準とのバランスも鑑み、当初に決定した手数料の見直しは見送られている。なお、見直しを行うことにより、手数料を値上げすることとなった場合には、不法投棄件数の増加が予想されるため、慎重な取り扱いとしている面もある。

しかし、過去の料金体系がそのまま踏襲されており、現在一般的に排出される品物が、料金体系に反映されていないなどの現状もあるため、現状に即した品目の追加などの対応を検討すべきである。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

粗大ごみの対象品目については、「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」の別表第 1 (第 12 条関係) に明示しているものの他、市民向けに発行しているごみの分別・排出方法についてのパンフレットである「ハローごみ」に、問い合わせの多い物を中心とした品目一覧を掲載しております。

この度、現状に即した品目の追加などの対応をすべきとのご意見をいただいたことを踏まえ、環境事業部および環境施設部の職員による検討委員会を立ち上げ、粗大ごみの基準等の見直しについての検討作業を行っております。

今後につきましても、他市の状況や市民からの問い合わせ状況等を参考にしながら、現状に即した品目の充実に努めるなど、粗大ごみにおける方策について検討してまいります。

第 4 1 道路占用料

5 4 (意見)

報告書 1 8 1 頁

【 4 1 】(3) 1 . 損害賠償責任負担請書の日付漏れ

抽出サンプル(随時) No.12 において、道路占用許可申請の際の添付書類である損害賠償責任負担請書の日付が未記入となっていた。請書の日付は、道路占用料の算定結果に影響を与えるものではないが、今後は適正な処理を行うことが必要である。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

損害賠償責任負担請書の日付が未記入となっていた件につきましては、占用者に対して記入漏れがないよう注意喚起しました。また許可申請受付時に記載内容を確認するとともに、複数の職員による再チェックを行うようにしました。

第43 水路使用料

55 (結果)

報告書187頁

【43】(3)1. 水路使用許可申請書の日付漏れ

抽出サンプル(定期分)No.5において、水路使用許可申請書の日付が未記入となっていた。申請書の日付は、水路使用料の算定結果に影響を与えるものではないが、今後、適正な処理を行うことが必要である。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

水路使用許可申請書の日付漏れについては、許可申請受付時に記載内容を確認するとともに複数の職員による再チェックを行うようにしました。

56 (意見)

報告書187頁

【43】(3)2. 水路使用継続許可書の記載誤り

抽出サンプル(定期分)No.7において、水路の継続使用に際して作成される「水路使用継続申請書」「水路使用継続許可書」の水路使用面積について以下の記載内容に誤りがあった。

誤) 使用面積(幅員×水路幅) 270.70 m ² うち使用料対象面積(幅員5mを超える部分) 230 m ²
正) 使用面積(幅員×水路幅) 249.20 m ² うち使用料対象面積(幅員5mを超える部分) 230 m ²

これは従来、使用を許可していた面積の一部が譲渡された際に、その修正が正しく行われなかったことが原因である。水路使用料の算定対象面積は実態に即して修正が行われており、使用面積の記載誤りは水路使用料の算定結果に影響を与えるものではないが、今後、適正な処理を行うことが必要である。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

水路使用継続申請書・許可書の記載につきましては、変更等の修正を複数の職員で確認を行い適正な事務処理を行うよう周知徹底を図りました。

【43】(3)3. 水路使用許可台帳の管理方法を見直すべき

抽出サンプル全般において、水路使用許可台帳が適切に管理・利用されていなかった。具体的には、手数料改定の反映が適時に行われていないなど、最新の状態にはなっていないものも多く見受けられた。

当該台帳は紙面であることから、内容の更新に相当の手間を要するため、別途エクセルやアクセス等のアプリケーションにて管理されていることが原因である。台帳の管理・利用のあり方について、利用媒体を含め、効率的な方法を検討することが望まれる。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

水路使用許可台帳の管理方法については、共有フォルダに水路使用許可台帳及び新規申請リスト・変更申請リストを作成し、課全員で更新やチェックができるよう改善しました。

第44 学校施設使用料

58 (意見)

報告書192頁

【44】(3)1. 使用料算定に用いる調整率の適用可否及び適用割合を見直すべき

東高校ホール(なるお文化ホール)については以下の算定式により使用料を算出している。

$$1\text{時間当たりの使用料} = \frac{\left[(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率} \quad \times (0.60)$$

東高校ホール(なるお文化ホール)は学校施設の目的外使用であるとの位置づけより、他の多くの教育施設使用料と同様に調整率0.6を適用している。一方で、文化振興を目的とする市民ホールにおいては調整率0.65が適用されている。また、東高校ホール(なるお文化ホール)については教育施設の性質を持つ側面もあるが、学校教育目的等で使用する際は減額・免除の対象となることを踏まえれば、調整率を他のホールと合わせることも検討の余地があるものとする。

現状の東高校ホール(なるお文化ホール)の使用料は、ほかの西宮市内の市民ホールと比較しても低い水準となっている。また受益者負担割合の目処が50%程度と考えられるに対し、現状24.7%と実際の受益者負担割合は低い状況となっている。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
44	学校施設使用料 (東高校ホール(なるお文化 ホール)のみ)	使用料	5,219	物件費	16,780	
		国・県支出金	-	人件費	-	
		その他	-	退職給付	-	
				減価償却費	4,316	
		合計	5,219	合計	21,096	

以上のような状況を踏まえ、調整率について適用可否や適用割合も含めた考え方の整理を行い、料金水準の値上げを検討すべきである。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

東高校ホール(なるお文化ホール)は学校施設であるため、一般に開放する場合は、学校教育に支障のない範囲内で開放しております。また、教育施設であるため、一般的なホール

と異なり、営利目的では使用許可できないという制限があります。

しかしながら、ホールの設備については、一般的なホールと同様のものを有している側面もあるため、学校施設と一般的なホールという状況を総合的に勘案し、他施設の動きを把握しながら、必要であれば、調整率などについて見直しを検討してまいります。

第46 教育会館使用料

59 (意見)

報告書195頁

【46】(3)1. 当該施設の今後の方向性を廃止も含めて検討すべき

教育会館は昭和33年に教員研修を主たる目的として設立されたが、現在の教員研修は昭和60年に設立された西宮市立総合教育センターで実施されており、当該施設の当初の利用目的は非常に薄れている。そのため、社会教育的な利用に目的を拡大して施設の利用を進めているが、直近3カ年の稼働状況は次のとおりであり、稼働率は低い状況にある。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	3年平均
会議室	25.0%	22.8%	21.8%	23.2%
小会議室	27.6%	25.6%	24.3%	25.8%
和室	24.8%	19.5%	13.9%	19.4%

また、教育会館使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりであり、非常に低い水準となっている。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
46	教育会館使用料	使用料	40	物件費	10,305	
		国・県支出金	-	人件費	3,216	
		その他	271	退職給付	359	
				減価償却費	(*)	
		合計	311	合計	13,880	

(*)減価償却済みのため、ゼロ。

施設が設立後56年と古く、現場視察時会議室の空調も故障しており具体的な改修の目処も立っていなかった。なお、当該空調設備については平成25年12月市会において補正予算が認められ、今年度中に改修できる見込みとなっている。さらに、市民向けの会議室等の一般利用ができる施設として、徒歩5~10分程度の範囲内に3箇所(今津公民館、春風公民館、大箇市民館)もあり、会議室利用としての当該施設の必要性は低いと考えられる。

隣接する20台程度の駐車場スペースを含めれば、教育会館の敷地はかなりの規模を有しており、ほかの有効利用や資産処分の多様な選択肢があると考えられる。当該施設の必要性及び今後のあり方の方向性などの抜本的な方針について、廃止も含めて早急に検討すべきである。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

当該施設の今後の方向性については、今回の包括外部監査の指摘をふまえ、懸案課題として検討しております。すでに、視聴覚ライブラリー機能は、総合教育センターに移転済みであり、現在、教育会館には、貸館機能のみが残っている状況です。今後、市長事務局及び関係団体と協議を行い、総合教育センターと教育会館施設のあり方を、総合的に検討してまいります。

60 (意見)

報告書 196 頁

【46】(3)2 . 維持管理コストの削減努力を行うべき

現在、開館時間は午前9時から午後10時であるが、午後10時以降(土、日曜及び祝日を含む)も警備員を配置して管理を実施していることが現場視察時に確認された。

少なくとも、午後10時以降から翌朝までは機械警備でも十分であると考えられるため、警備管理の見直しを行い、維持管理コストの削減を検討することが必要である。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

維持管理コストの削減については、平成26年度から夜間を機械警備とし、警備員による宿直業務を廃止しております。元々1つの業務であった施設清掃管理業務を機械警備・常駐警備・清掃と3つの業務に分割したため、こちらが期待したほどにはコスト削減できませんでしたが、日常清掃の範囲を狭くするなど、仕様書を見直して改善を図りました。今後も、一層維持管理コストの削減に努めてまいります。

第47 公民館使用料

61 - , (意見)

報告書199～200頁

【47】(3)1. 受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき

現状の公民館にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
47	公民館使用料	使用料	60,148	物件費	387,017	
		国・県支出金	-	人件費	71,404	
		その他	1,195	退職給付	7,966	
				減価償却費	117,524	
		合計	61,343	合計	583,911	

今後公民館の老朽化に伴う多額の修繕費の発生が見込まれるため、さらにコストが増加していく恐れがある。

) 稼働率を向上させる取組を引き続き行うべき

西宮市内には合計24箇所の公民館が存在し、地域団体より賃借する越木岩公民館を除く23公民館はすべて西宮市が所有している。各公民館の平成24年度の公民館別・部屋タイプ別の稼働率は以下のとおりである。

	公民館名	講堂	集会室	和室	特別目的室			全体
			(1館平均3.5室)	(浜脇のみ2室)	茶室	実習室	工芸室	
1	中央	91.9%	87.2%	88.9%	21.2%	54.8%	75.8%	77.8%
2	鳴尾	77.9%	38.2%	25.0%	-	15.4%	-	38.7%
3	鳴尾東	62.8%	43.1%	26.3%	-	8.8%	-	38.7%
4	南甲子園	83.6%	37.3%	24.6%	-	17.2%	-	39.6%
5	今津	86.0%	33.1%	36.4%	-	4.3%	-	37.3%
6	山口	-	53.5%	20.8%	-	14.7%	19.1%	35.8%
7	上甲子園	85.8%	58.6%	57.3%	-	21.1%	-	56.3%
8	大社	81.6%	38.2%	35.6%	-	10.0%	24.6%	38.0%
9	甲東	79.8%	49.6%	56.3%	-	14.5%	29.2%	46.9%
10	塩瀬	60.0%	40.2%	28.7%	-	21.4%	-	38.4%
11	春風	77.9%	27.9%	19.4%	-	13.5%	22.3%	30.8%
12	夙川	60.6%	73.5%	70.6%	-	25.9%	-	62.9%
13	浜脇	72.9%	42.9%	25.0%	-	13.7%	-	37.9%

14	用海	78.5%	42.0%	44.6%	-	7.7%	-	42.9%
15	学文	84.6%	41.8%	38.9%	-	15.4%	-	43.8%
16	若竹	-	29.7%	-	-	24.7%	-	28.8%
17	瓦木	74.5%	40.6%	32.4%	-	18.7%	-	41.2%
18	段上	73.6%	43.7%	23.1%	-	19.6%	-	41.3%
19	高須	80.4%	34.9%	22.7%	-	6.5%	-	35.9%
20	神原	65.6%	49.1%	15.5%	-	9.1%	-	34.8%
21	越木岩	68.4%	52.4%	46.0%	-	6.4%	-	45.1%
22	高木	75.7%	54.2%	49.0%	-	14.6%	-	49.6%
23	上ヶ原	70.4%	36.7%	30.5%	-	7.7%	-	36.4%
24	西宮浜	70.5%	29.5%	27.7%	-	6.0%	12.4%	29.2%
	全館平均	75.6%	44.9%	36.8%	21.2%	15.5%	30.6%	42.0%

1 集会室と和室は複数室の平均値により表示

2 若竹公民館は若竹生活文化会館との複合施設である。社会福祉施設部分の稼働状況については【5】若竹生活文化会館使用料にて記載・検討しているため上表からは除いている。

上表のとおり、講堂以外の部分については全公民館の平均稼働率が 50%を下回っている。そこで、平成 25 年度より使用基準を緩和する条例改正に基づいた稼働率向上の取組として「公民館活用促進プロジェクト」と題し、稼働率が低い部屋について従前は許可していなかった民間企業や個人などが企画する催しや講座などの生涯学習事業のための使用を一定の条件下で認め、平成 26 年 4 月からの運用を目途に開催事業者の募集が始まっている。今後も当該プロジェクトの推進を含め、稼働率を上げるための取組を継続的に行っていくべきであると考えている。

）値上げも含めた使用料の見直しを検討すべき

公民館使用料については(1)概要の「現行の料金の金額決定の根拠・方針」に記載のとおり、以下の算式で計算されている。

・使用料の算定式

単価()×面積区分ごとの平均面積×使用時間

単価の出し方

建物推定時価 × 5/1000 × 12 ヶ月 + 年間維持管理経費 + 人件費
--

建物延べ床面積 × 365 日 × 開館時間

すなわち、現状の使用料の算定方法についてはすべての公民館・部屋タイプで同一の単価を使用している。

平成 20 年度の包括外部監査において「費用対効果を考えた施設運営（意見 20-002）」をするよう意見が述べられているが、現在各公民館の収支の把握に努めている。また、平成 25 年度より地区市民館や共同利用施設も含む公共施設全体として公共施設適正配置審議会を設置し、施設のあり方の検討や利活用の促進に向けた審議が進められている。

上記過程の中で把握された利用状況や今後の方針も踏まえ、稼働率の高い中央公民館や講堂については高い単価を設定するなどの料金見直しについて、検討の余地があると考ええる。

また、現状の西宮市の 1 時間当たり 1 m² 当たり使用単価 4.1 円は近隣の伊丹市 5.4 円、川西市 6.0 円などと比較した場合、低い単価となっている。

以上のように公民館使用料に関する料金の全体的な見直しを値上げも含めて検討すべきであると考ええる。

（教育委員会）

（講じた措置）

【教育委員会】

）稼働率を向上させる取組を引き続き行うべき

使用基準を緩和する条例改正を受けて平成 25 年度から取り組んでいる「公民館活用促進プロジェクト」では、26 年度 27 件の応募があり、民間教育力を生かした稼働率の向上に努めているところです。また、平成 26 年 8 月に社会教育課と共催で実施した学習室開放事業では、夏休みを対象に西宮浜公民館の集会室を活用するなど稼働率を向上させる取組を行っているところです。今後も、より多くの市民に施設を利用されるよう努めてまいります。

）値上げも含めた使用料の見直しを検討すべき

公民館の使用料は、喫緊の課題である使用区分の細分化と併せた検討が必要と考えますが、併せて庁内の類似施設における受益者負担を求める基準を見直すことが必要であると考えておりますので、今後検討してまいります。

6 2（意見）

報告書 2 0 1 頁

【47】(3) 2 . 附属品の貸出についての使用料徴収を検討すべき

公民館のスペース貸出時に合わせて貸出を行っている音響設備などの附属設備については、現在無償で貸出を行っている。それぞれの附属設備を備えるために追加で費用が発生しているのは明らかであり、附属設備を使用する利用者と附属設備を使用しない利用者の使用料金が変わらないのは費用負担の公平性の観点からは本来不合理である。し

かし、現状の附属設備については購入から長期間が経ち、老朽化しているものが多い。

現在、上記の公民館活用促進プロジェクトにより稼働率の向上のため、一定条件の下で一般の事業者などによる利用促進を計画している。そのような状況下での利用促進の一環として、今後附属設備についても更改やより細やかなメンテナンスを行う必要が出てくる可能性があると考えられる。附属設備に対する考え方を整理し、今後貸出品にかかる費用の発生が多額に見込まれるならば、附属設備の貸出についても、使用料徴収を検討すべきであると考えられる。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

消費税法改正に伴う大阪ガスの料金表の変更に伴い、平成 26 年 9 月使用分より調理用ガス器具及び陶芸窯の使用料の改定を実施しました。しかしながら公民館は発表の場より練習の場としての使用が主で、設備についてもご指摘のとおり無料であるが老朽化しているものがほとんどであり、使用料を徴収できる状況にはないと考えております。

今後、市立ホール的な使用が見込まれるような状況が発生すれば、施設及び設備の更新並びに使用料徴収についても検討してまいります。

第 4 8 山東自然の家使用料

6 3 - , , (結果)

報告書 2 0 4 ~ 2 0 6 頁

【 4 8 】(3) 1 . 使用許可申請書が条例及び施行規則に従い適切かつ明瞭な記載がされていない

監査手続において、以下の平成 24 年度の使用許可申請書のサンプル確認を実施した。

【対象サンプル】

	使用予定日 (宿泊)	使用申請日	納付日	許可No	申請者	備考
1	4月27日 ~30日	3月27日	5月10日	11	学校	8箇所 の 二重線訂正あり
2	5月1日	4月16日	6月1日	34	学校	6箇所 の 二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
3	5月2日	4月18日	4月23日	38	一般	1箇所 の 二重線訂正あり。
4	5月3日 ~4日	4月20日	4月26日	44	一般	6箇所 の 二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
5	5月5日	4月16日	5月8日	37	一般	団体名欄空欄。
6	5月5日	4月17日	4月25日	39	一般	団体名欄、代表者名欄ともに空欄。1箇所 の 二重線訂正あり。
7	5月5日	4月20日	6月27日	43	一般	団体名欄、代表者名欄ともに空欄。
8	5月5日	4月18日	4月26日	45	一般	
9	5月5日	4月22日	4月28日	46	一般	1箇所 の 二重線訂正あり。
10	5月5日	4月22日	4月27日	47	一般	団体名欄空欄。
11	5月7日 ~10日	4月20日	キャンセルのため NA	48	学校	11箇所 の 二重線訂正あり。
12	5月7日 ~11日	4月19日	5月14日	42	学校	6箇所 の 二重線訂正あり。
13	5月12日	5月5日	5月14日	70	公用	代表者名欄、所在地欄ともに空欄。また4箇所 の 二重線訂正あり。
14	5月12日	4月16日	5月2日	36	一般	10箇所 の 二重線訂正あり。
15	5月12日	4月30日	5月7日	63	一般	3箇所 の 二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
16	5月14日 ~15日	5月8日	6月22日	68	学校	4箇所 の 二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
17	5月14日 ~17日	4月27日	5月25日	64	学校	16箇所 の 二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計及び施設使用料の内訳と訂正後施設使用料合計一致せず。
18	5月21日 ~24日	5月1日	5月28日	65	学校	6箇所 の 二重線訂正あり。
19	5月21日 ~24日	5月7日	5月28日	66	学校	12箇所 の 二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
20	5月26日	5月7日	5月16日	71	一般	2箇所 の 二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
21	5月26日	5月18日	5月28日	76	一般	
22	5月27日 (日帰り)	5月9日	5月21日	69	一般	4箇所 の 二重線訂正あり。
23	10月1日 ~4日	9月14日	10月11日	182	学校	8箇所 の 二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
24	10月8日 ~11日	9月20日	10月11日	183	学校	6箇所 の 二重線訂正あり。
25	10月8日 ~11日	9月25日	10月11日	190	学校	22箇所 の 訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
26	10月13日	9月24日	10月9日	188	一般	6箇所 の 二重線訂正あり。また連絡先住所空欄。
27	10月13日	10月1日	10月3日	189	一般	1箇所 の 訂正あり。また宿泊月日欄が空欄。
28	10月15日 ~18日	9月21日	10月23日	185	学校	8箇所 の 訂正あり。
29	10月15日 ~18日	9月24日	10月23日	186	学校	18箇所 の 訂正あり。
30	10月22日 ~25日	10月5日	11月5日	192	学校	11箇所 の 訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計及び実際宿泊人数が全て一致せず。
31	10月22日 ~25日	10月5日	10月30日	193	学校	5箇所 の 訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
32	10月27日	10月1日	10月15日	187	一般	団体名、代表者名欄、所在地欄ともに空欄。
33	10月27日	10月18日	10月18日	196	一般	3箇所 の 訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
34	10月29日 ~11月1日	10月10日	11月8日	194	学校	3箇所 の 訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
35	10月29日 ~11月1日	10月16日	11月8日	197	学校	6箇所 の 訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。

表中の「納付日」は使用許可に伴い発行される収納済通知書の出納印の日付より記載。なお、当該納付日は使用許可書（控）内に記載されている「前納」欄の額を納付した日。

）使用許可申請書の書き間違い・空欄

上記備考欄記載のとおり、ほぼすべてのサンプルで訂正箇所が見られた。金額や人数などを何度も修正しているものや、人数内訳と総合計人数・使用料の内訳と施設使用料合計が異なるものも散見され、実際の徴収すべき金額が適切に算定され徴収されているのかが一見して判別しづらい。

使用許可申請書は料金徴収の基礎となるため、記入の指導を強化したり、使用許可申請書に人数の変更等を書き込める欄を作成したりするなど、適切かつ明瞭な記載を行うことが必要である。

）使用許可申請書が提出期限を越えて提出されている

西宮市立山東自然の家条例施行規則第3条2項によると、「使用許可申請書は使用しようとする日の属する月の3月前から使用日の14日前までに提出しなければならない。ただし、西宮市若しくは朝来市に所在する市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校が教育課程に基づく学習活動に使用するとき又は西宮市の公用若しくは主催行事にしようするとき、この限りではない」と規定されている。

しかし、対象サンプルのうち4件(サンプルNo.15、21、27、33)について、申請書を提出してから13日以内に施設を使用しており、当該ルールを逸脱していることが確認された。

なお、市は実態に合わせて平成25年9月11日(10月1日施行)に「7日前まで」に規則を改正している。今後は当該規則に基づき適切に運用を行うべきである。

）使用料が前納されていないケースがある

西宮市立山東自然の家条例第7条において、「使用許可を受けたものは使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りではない」との規定されている。また、委員会が特に認めるときとして山東自然の家では学校利用(教育課程に基づく使用)・公用・山東自然の家主催事業の使用のときがあたるとしている。

しかし、対象サンプルのうち3件(サンプルNo.5、7、21)については前納すべきであるにもかかわらず、使用日を過ぎてから納付しており、当該ルールを逸脱していることが確認された。一般の利用者を後納にて収納すると使用料の回収滞留にもつながる恐れも発生する。条例に従った運用を行うことが必要である。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

）使用許可申請書の書き間違い・空欄

使用許可申請書は、使用しようとする日の属する月の3月前から提出ができ、申請時には

使用予定人数を記載しています。申請書の提出後に人数等の変更があった場合は直接使用許可申請書に変更内容を書き込んでいます。そのため二重線での訂正が増え実際の徴収すべき金額が適切に算出されているかわかりにくくなっています。

平成 26 年度からは山東自然の家に変更連絡があった日付の記入を徹底し、また利用者の市内・市外の人数の内訳の記入をするようにして、より徴収すべき金額が明瞭になるよう努めております。また、次回使用許可申請書を印刷する際には様式変更を含めた措置を検討してまいります。

）使用許可申請書が提出期限を越えて提出されている

利用実態に合わせて平成 25 年 9 月 11 日（10 月 1 日施行）に、提出期限を「7 日前まで」とする規則改正を行いました。今後は当該規則に基づき適切な運用に努めてまいります。

）使用料が前納されていないケースがある

施設使用料は納付されてから収入確認ができるまでに約一週間かかるため、施設使用前に納付確認をして未納者を把握するのは難しい状況です。申込時に前納の徹底をお願いするとともに、受付時に領収書の控えを確認するようにして、前納をせず施設を使用することのないよう、改善に努めてまいります。

【48】(3)2. 受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき

現状の山東自然の家の使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

青少年育成施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入		原価		受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
		金額 (A)	金額 (B)	金額 (A)	金額 (B)	
48	山東自然の家使用料	使用料	17,915	物件費	84,072	
		国・県支出金	-	人件費	4,744	
		その他	75	退職給付	529	
				減価償却費	33,524	
		合計	17,990	合計	122,869	

受益者負担割合は 14.6%となっており、低い割合となっている。

）宿泊室以外の施設も利用に応じて使用料を徴収すべき

山東自然の家は宿泊室のほか、体育室、創作活動室、視聴覚室など多数の目的に合わせた部屋を所有しているにもかかわらず、現状これらについては使用料を徴収していない。

ここで、山東自然の家使用料は(1)概要の「現行の料金の金額決定の根拠・方針」に記載のとおり、以下の算式で計算されている。

・使用料の算定式

単価() × 宿泊室一人当たり面積(3.96 m²) × 使用時間(24 時間)

単価の出し方

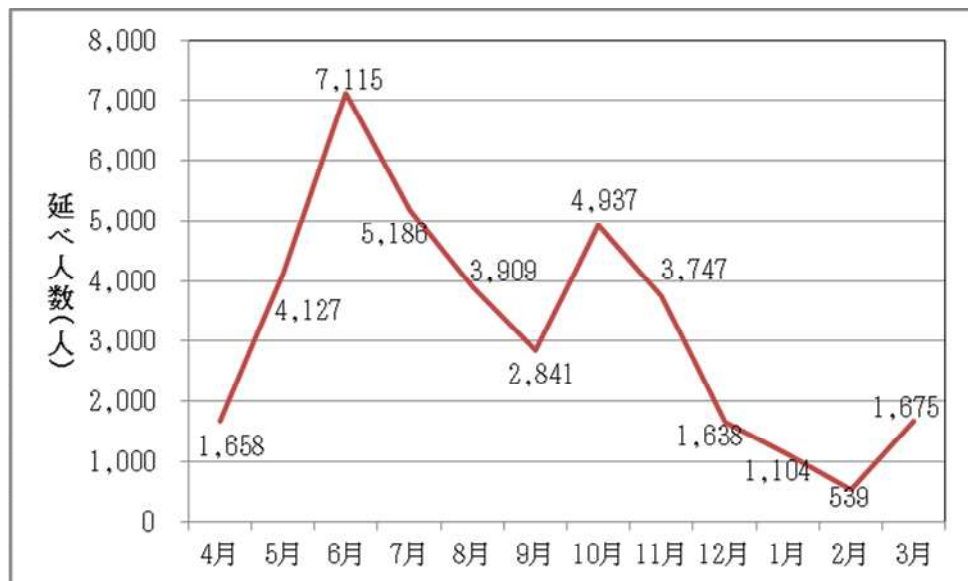
建物推定時価 × 5/1000 × 12 ヶ月 + 年間維持管理経費 + 人件費
--

建物延べ床面積 × 365 日 × 開館時間

上記のように、使用料には建物の延べ面積のうち宿泊室にかかる面積に対応する費用のみしか含まれておらず、これらの多目的室にかかる費用は全額税込等で負担されていることになる。多目的室があることで、これらの多目的室利用者が便益を得ているのは明らかであり、宿泊室と同様、多目的室使用に伴う使用料をそれぞれの多目的室利用者から徴収すべきであると考え。なお、近隣の類似施設である丹波少年自然の家及び県立南但馬自然学校では宿泊室以外の使用については使用料を徴収している。

）稼働状況を上げる取組を実施すべき

【平成 24 年度月別延べ人数推移】



上表のとおり、9月及び12月から4月までの利用者数が非常に少ない状態である。ここで、利用者数が少ない要因としては自然学校利用が少なくなるためであると考えられる。

現在、夏休み期間のうち8月12日から16日の間(平成24年度実績)は家族利用期間としてHP上で公表し、利用を家族のみに限定することにより一般利用しやすくする取組を行っており、一般利用による集客に努めている。当該取組のように、学校利用を妨げない程度に一般利用を増加させるべく市内外へのアナウンスや広告宣伝を強化するととも

に集客のためのイベントを企画するなど、冬季や夏休み等の集客力のある取組をより積極的に行うべきであるとする。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

) 宿泊室以外の施設も利用に応じて使用料を徴収すべき

山東自然の家は小・中学校の自然学校や転地学習を実施するための施設として設置されました。自然学校・転地学習では学校教育活動として施設全体を利用し、より効率の良い自然学校・転地学習の運営をしていただいております。また、一般利用におきましても、家族・団体単位で自然学校同様、教育活動の一環として施設を利用していただきたいと思いますので、宿泊室以外の各室において使用料を徴収する予定はございません。

なお、同様の施設の加古川市立少年自然の家、神戸市立自然の家においても宿泊利用者については多目的室等各室の使用料は徴収しておりません。

) 稼働状況を上げる取組を実施すべき

山東自然の家は稼働状況を上げる取組としまして、9月に「山東の収穫祭」、12月に「親子と一緒に迎春準備」、1月に「山東冬のつどい」、3月に「竹炭作り教室」などの自主事業を実施しています。今後は自主事業について、市内外へのアナウンスや広告宣伝を強化するとともに、募集人数を増やすことも検討して、更なる利用人数の増加に努めてまいります。

第 4 9 名塩和紙学習館使用料

6 5 (結果)

報告書 2 1 0 頁

【 4 9 】 (3) 1 . 使用許可申請は要綱に基づいて実施すべき

名塩和紙学習館管理運営要綱第 5 条において「使用許可申請の受付は使用しようとする日の属する月の 2 月前の初日から末日までとする」と規定されている。ここで、使用許可申請書を確認したところ、次のようなサンプルが発見された。

No	対象サンプル	申請日	受付日	使用年月日	使用区分
1	卒業証書紙漉き研修会	H24.9.28	H24.9.28	H24.10.24	午後
2	西宮市立生瀬小学校	H25.1.30	H25.1.30	H25.2.26	午前

対象サンプル 1、2 とともに申請日から 1 ヶ月以内に使用されている。実態に応じて要綱の見直しを行うとともに、使用許可申請手続は要綱の規定に基づき適切に行うべきである。

(教育委員会)

(講じた措置)

【 教育委員会 】

名塩和紙学習館管理運営要綱第 5 条の申込期限については、名塩和紙学習館紙すき推進委員会による実習方法の検討や、実習講師及び作業助手の手配に配慮し設定したのですが、今後は、実態に応じて管理運営要綱の改正等を実施する予定です。

6 6 (意見)

報告書 2 1 1 頁

【 4 9 】 (3) 2 . 実習指導負担金の金額及び減額・免除の取り扱いについて条例で定めるべき

名塩和紙学習館では紙漉き実習にあたり、名塩和紙学習館施設使用料のほか実習指導負担金(報償費)及び材料費の実費相当額を実習希望者から徴収している。

実習指導負担金(報償費)の料金体系は以下のとおりである。

【 料金体系 】

使用人数	実習指導負担金
10人から16人まで	11,000円
17人から24人まで	13,500円
25人から40人まで	16,000円

使用者が市外居住者の場合は倍額

学校園の実習指導にあつては1回に行う実習の人数が41人以上のとき40人以下の班になるように班分けを行っている。班の人数に応じ、上記の表に基づき実習指導負担金を徴収している。

施設使用料が1,000円(午前)あるいは1,300円(午後)であるのに対し、A学習指導負担金は11,000円から16,000円と高額である。また、施設使用料の減額又は免除を受けた使用者が紙漉き実習指導を受ける場合には実習指導負担金も減額又は免除することとなっているため、減額・免除金額は施設使用料より高額となり、税込等で負担することとなる。料金体系及び減額・免除の取り扱いについて、施設使用料は郷土資料館条例に定められているが、実習指導負担金は当該条例には定められておらず、管理運営要綱に定められている。利用者の負担が大きい実習指導負担金についても、金額的影響を勘案し、施設使用料と同様に条例で定めるべきであるとする。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

名塩和紙学習館の実習利用については、使用料・実費弁償費(冷暖房費)・実習指導負担金を、それぞれ西宮市立郷土資料館条例、同施行規則、名塩和紙学習館管理運営要綱に基づいて徴収しています。今後、これら料金体系と減額・免除の取り扱いについて整理し、西宮市立郷土資料館条例及び西宮市立郷土資料館条例施行規則に定める予定です。

67(意見)

報告書212頁

【49】(3)3. 市民に適用する金額の算出方法を整理すべき

市では「市内利用者は市外利用者と比較し利用しやすいよう便宜を図るという趣旨のうち、多くの使用料で市内利用者分は市外利用者の半額で使用料を設定している」という考えのもと、名塩和紙学習館使用料では西宮市行政財産使用料条例にある算定方法に則り算定された使用料自体を市外利用者に対しての単価とし、市内利用者についてはさらに半額にした金額を使用料として使用している。

しかし、ほかの教育関連施設においては上記の算定方法に則り算定された使用料自体を市内利用者に対しての単価として適用し、市外利用者についてはその倍額の単価を適用している。このように、市内利用者に対する使用料算出上の料金算出方法がほかの使用料と一貫していないため、算出方法について整理すべきである。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

名塩和紙学習館使用料については、ほかの教育関連施設と同様に西宮市行政財産使用料条例に基づいて算定しております。ただし、市教育委員会では、名塩紙が兵庫県指定無形文化財であり、また国指定無形文化財であることから、和紙学習館管理運営事業を文化財保護行政における文化財の愛護啓発事業の一環として位置づけ、西宮市行政財産使用料条例に則って算定された金額の半額を市内利用者の使用料としています。また、市外利用者の使用料も同様の考え方を基本とし、市外利用者に対しては市内利用者の使用料の倍額を適用しています。

国・県指定無形文化財である名塩紙の愛護啓発のため、今後も一層の和紙学習館の利用促進に努めてまいります。

第 5 0 社会体育施設使用料

6 8 (意見)

報告書 2 1 4 頁

【50】(3) 1 . 全体的な料金体系の見直しを検討すべき

現状の使用料は維持管理経費、近隣同類施設料金及び消費者物価指数などを総合的に勘案して設定された単価におおよその面積を乗じることにより使用料を決定している。

すべての体育施設について同一の単価を使用しているため、利用率の高い中央体育館は高い単価、低い塩瀬体育館は低い単価など、利用率向上のためメリハリをつけた料金体系について、検討の余地があると考えます。

また、甲子園浜野球場の土曜日午後をのぞき、休日設定料金を日曜祝日のみにしているが、土曜日にも社会人などにニーズが高いと考えられるため、土曜日にも休日設定とすることを検討すべきである。以上のように運動施設に関する料金の全体的な見直しを検討すべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

ご指摘にもあるとおり、同一単価の採用により、利用率の高い施設は高止まり、低い施設は低いままとなっています。これは立地条件などの要因が大きいと考えていますが、そうした障壁を少しでも緩和させるような料金設定が必要であると考えます。

利用率向上を図り、維持管理経費に占める受益者負担割合を適正に確保しつつ、硬直化した料金体系をより柔軟に利用率、利便性や地域性等を加味して設定すると同時に、社会情勢の変化を考慮して土曜日は休日扱いとするなど、全体的な見直しを検討してまいります。

(注) 平成 27 年 4 月 1 日から土曜日を休日料金とします。

6 9 (意見)

報告書 2 1 5 頁

【50】(3) 2 . 広告収入などの新たな収益獲得の方法を検討すべき

現状、昭和 40 年開館の中央体育館を中心に各体育館は老朽化が進んでおり、今後建替費用や大掛かりな補修費用などの設備投資が必要になると思われる。年間の維持管理費やこれらの設備投資に備えるため、今後使用料以外にも収益を獲得する方法を探る必要があると考えます。ネーミングライツの売却は近年京都市や泉佐野市など多くの自治体で導入されており、多数の施設を持つ西宮市でも収益獲得につながる可能性があることは昨年度の包括外部監査においても指摘されているとおりである。

また、施設の壁面やフェンスなどを使用した広告は中央体育館など中心部にある施設も多く収益獲得につながる可能性があるとともに、地元企業の活性化にもつながる可能性もあり非常に有用であると考えます。以上のように、活用できるものは活用し、運動施設を利用した新たな収益獲得方法を意欲的に検討すべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

ネーミングライツや広告事業による収入の確保は有効な手段と考えますが、広告需要の有無等も見極めつつ慎重に検討してまいります。

70 (意見)

報告書 2 1 5 頁

【50】(3)3. スポーツ施設管理に関する業務の効率化を図るべき

西宮市が運営するスポーツ施設には環境局所管の公園に設置された施設と教育委員会所管の施設があり、同様のスポーツ施設であるにもかかわらず設立の根拠となる法令が異なることにより所管課が異なっている。そのため、市議会において所属する常任委員会が相違しており、条例改正や指定管理者の選定決議なども別々の委員会で議論されることになる。所管課では互いに情報共有を行い、効率的な事務執行に努めているが、このような所管課同士の調整に多くの手間と時間が掛けられることとなる。また、今後老朽化により大々的な補修や建替などが多くの施設で必要となり、施設の取壊しや移転なども含めた施設全体の方針を見直す必要性が高まる。このような状況下において、施設の全体像を適切に把握するため、今後所管課間でより密接な情報共有を行う必要性はさらに高まってくると考えられる。市民からも同一の施設であるのに所管課が異なることにより窓口が混同され、問い合わせ時に時間を要する場合がある。

以上のように今後の効率的かつ一体的な事務執行のため、将来的な所管課の統合も視野に入れ、業務に関する情報の共有化やより連携を深めるための方策を検討すべきであると考えます。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

事務の効率化を図る上でも両者の情報共有化や連携については、非常に大切であると考えています。したがって、情報共有や連携はより密接に行っていくとともに、スポーツ施設を所管する課の統合をできるだけ早期に実現できるよう、別途協議・検討してまいります。

(注)平成27年4月1日から土木局(旧環境局)が所管する施設を市民文化局(旧教育委員会)に統合します。